



令 02 原機 (再) 023
令和 2 年 6 月 18 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 50 条の 5 第 3 項において準用する同法第 12 条の 6 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画変更認可の申請をいたします。

記

一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

二. 工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33

三. 変更に係る事項

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、別表のとおり変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画に関し、次の事項の一部を別紙のとおり変更する。

- 四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
 - 六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容
 - 七. 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法
 - 十一. 施設定期検査を受けるべき時期
- 添付書類七 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書
- 添付書類九 品質保証計画に関する説明書
- 添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書
- 添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書

四. 変更の理由

新検査制度への移行に伴い、施設定期検査に係る事項の削除、品質マネジメントシステムに係る事項の追加等を行う。

変更認可の経緯（1 / 2）

認可年月日	認可番号	備考
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新
平成 31 年 2 月 18 日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換
平成 31 年 3 月 29 日	原規規発第 1903297 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909101 号	動力分電盤制御用電源回路の一部変更，管理区域境界に設置された窓ガラスの交換，分離精製工場プール水処理系第 2 系統のポンプの交換，クリプトン回収技術開発施設の浄水供給配管等の一部更新，分離精製工場，放出廃液油分除去施設等への浄水供給配管の一部更新，分離精製工場のアンバー系排風機の電動機交換

変更認可の経緯（2 / 2）

認可年月日	認可番号	備考
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909102 号	ガラス固化技術開発施設における放射線管理設備の更新
令和元年 9 月 10 日	原規規発第 1909103 号	アスファルト固化処理施設の浄水配管及び蒸気凝縮水配管の一部更新, 第二アスファルト固化体貯蔵施設の水噴霧消火設備の一部更新
令和 2 年 2 月 10 日	原規規発第 2002103 号	安全対策の検討に用いる基準地震動, 基準津波, 設計竜巻及び火山事象を定める。

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

変更前後比較表

<p style="text-align: center;">変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 (省略)</p> <p>二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 (省略)</p> <p>三. 廃止措置対象施設及びその敷地 (省略)</p> <p>四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 (省略)</p> <p>2 廃止措置の基本方針</p> <p>2.1 廃止措置の進め方</p> <p>(1) 再処理施設の廃止措置においては、保有する放射性廃棄物に伴うリスクの早期低減を当面の最優先課題とし、これを安全・確実に進めるため、施設の高経年化対策と再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（以下「再処理維持基準規則」という。）を踏まえた安全性向上対策を重要事項として実施する。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>2.2～2.7 (省略)</p> <p>3～4 (省略)</p> <p>5 使用しない設備の措置</p> <p>分離精製工場(MP)においては、せん断装置に使用済燃料が装荷できないよう使用済燃料を導入するコンベアの通路上にある可動カバの開閉ができないようにするための措置、脱硝塔に硝酸ウラニル溶液を供給できないようにするための措置を施している。溶解槽、各抽出器、プルトニウム溶液蒸発缶、ウラン溶液蒸発缶等については系統除染終了後、それぞれの機器・配管等に措置を行い使用できないようにする。</p> <p>また、クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、反応器を運転するために必要な原料の供給等ができないようにするための措置を施している。ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)においても、系統除染終了後、それぞれの機器・配管等に措置を行い使用できないようにする。</p> <p>その他、廃溶媒処理技術開発施設(ST)において、PVC固化のための加熱装置の運転ができないよう給電ケーブルの解線や制御盤への施錠の措置を施しており、その他の施設についても廃止措置の進捗状況及び施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて使用しない設備に対して措置を行うこととする。既に実施している措置について別添4-1～4-4に示す。</p>	<p>一. 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更なし)</p> <p>二. 廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地 (変更なし)</p> <p>三. 廃止措置対象施設及びその敷地 (変更なし)</p> <p>四. 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法</p> <p>1 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 (変更なし)</p> <p>2 廃止措置の基本方針</p> <p>2.1 廃止措置の進め方</p> <p>(1) 再処理施設の廃止措置においては、保有する放射性廃棄物に伴うリスクの早期低減を当面の最優先課題とし、これを安全・確実に進めるため、施設の高経年化対策と再処理施設の技術基準に関する規則（以下「再処理維持基準規則」という。）を踏まえた安全性向上対策を重要事項として実施する。</p> <p>(2)～(6) (変更なし)</p> <p>2.2～2.7 (変更なし)</p> <p>3～4 (変更なし)</p> <p>5 使用しない設備の措置</p> <p>分離精製工場(MP)においては、せん断装置に使用済燃料が装荷できないよう使用済燃料を導入するコンベアの通路上にある可動カバの開閉ができないようにするための措置、脱硝塔に硝酸ウラニル溶液を供給できないようにするための措置を施している。溶解槽、各抽出器、プルトニウム溶液蒸発缶、ウラン溶液蒸発缶等については系統除染終了後、それぞれの機器・配管等に措置を行い使用できないようにする。</p> <p>また、クリプトン回収技術開発施設(Kr)においては、反応器を運転するために必要な原料の供給等ができないようにするための措置を施している。ウラン脱硝施設(DN)及びプルトニウム転換技術開発施設(PCDF)においても、系統除染終了後、それぞれの機器・配管等に措置を行い使用できないようにする。</p> <p>その他、廃溶媒処理技術開発施設(ST)において、PVC固化のための加熱装置の運転ができないよう給電ケーブルの解線や制御盤への施錠の措置を施しており、その他の施設についても廃止措置の進捗状況及び施設の利用状況を踏まえ、必要に応じて使用しない設備に対して措置を行うこととする。既に実施している措置について別添4-1～4-4に示す。</p>	<p>○新検査制度への移行に伴う変更 (規則の改廃に伴う見直し。)</p>

変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画	変 更 後	変更理由
<p>これらの措置を適宜、再処理施設保安規定に定め実施することにより、安全を確保しつつ、<u>施設定期自主検査及び点検整備方法の見直し</u>を図る。</p> <p>五. 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設 (省略)</p> <p>六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置、構造 (省略)</p> <p>2 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 廃止措置期間中に性能及び機能を維持すべき設備・機器等は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、工程洗浄、系統除染、施設の汚染状況調査、解体作業及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。 廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。 廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。 これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認することとし、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続を経て必要な機能を満足するよう補修等を行う。これらの維持管理に関しては、再処理施設保安規定に施設定期自主検査として、要求される機能、点検項目、点検頻度及び維持すべき期間を定めてこれに基づき、再処理施設保安規定に定める体制で実施する。 (以下、省略)</p> <p>3 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 (省略)</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 (省略)</p>	<p>これらの措置を適宜、再処理施設保安規定に定め実施することにより、安全を確保しつつ、点検整備方法の見直しを図る。</p> <p>五. 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設 (変更なし)</p> <p>六. 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置、構造 (変更なし)</p> <p>2 性能維持施設の設備、その性能、その性能を維持すべき期間 廃止措置期間中に性能及び機能を維持すべき設備・機器等は、廃止措置の基本方針に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばく低減を図るとともに、使用済燃料の貯蔵のための管理、工程洗浄、系統除染、施設の汚染状況調査、解体作業及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄作業等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、所要の性能及び必要な機能を維持管理する。 廃止措置期間中の工事の進捗状況に応じて段階的に性能を変更する必要がある場合には、要求されている機能に支障を及ぼさないこととする。 廃止措置のために導入する装置については、漏えい及び拡散防止対策、被ばく低減対策、事故防止対策の安全確保のための機能が要求を満足するよう、適切な設計を行うとともに、製作・施工の適切な時期に試験又は検査を実施し、必要な機能を満足していることを確認する。 これらの設備・機器等の性能については、定期的に点検等で確認することとし、経年変化等による性能低下又はそのおそれのある場合には、必要に応じて所定の手続を経て必要な機能を満足するよう補修等を行う。これらの維持管理に関しては、再処理施設保安規定に定期事業者検査等として、要求される機能の維持を確認することを定めてこれに基づき、再処理施設保安規定に定める体制で実施する。 (以下、変更なし)</p> <p>3 再処理施設の技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 (変更なし)</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 (変更なし)</p>	<p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い施設定期自主検査の記載を削除)</p> <p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則で定める記載項目名が変更となったため、本文六の項目名を変更)</p> <p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い施設定期自主検査を定期事業者検査に変更)</p> <p>○新検査制度への移行に伴う変更 (技術基準規則の改廃に伴う見直し)</p>

変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変 更 後				変更理由
表 6-1 (省略) 表 6-2 (省略) 表 6-3 設計及び工事の <u>方法</u> の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等				表 6-1 (変更なし) 表 6-2 (変更なし) 表 6-3 設計及び工事の <u>計画</u> の認可の申請において必要とされる事項に係る改造等				○新検査制度への移行に伴う変更 (設工認の品質管理に係る記載事項の変更に伴う見直し。なお、溶接検査に係る再処理規則第7条の2は削除され、今後は、技術基準に基づき管理することとなる。) ○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い定期事業者検査等により維持管理することを追記)
件名	概要	工事期間(予定)	設計及び工事の <u>方法</u> *1,*2	件名	概要	工事期間(予定)	設計及び工事の <u>計画</u> *	
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	
<p>※1 設計及び工事に係る品質管理は、「<u>再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則</u>」に基づき策定した「<u>再処理施設品質保証計画書(QS-P006)</u>」により行う。</p> <p>※2 各工事において、使用済燃料の再処理事業に関する規則第7条の2(溶接検査を受ける再処理施設)に該当する溶接については、「<u>加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則</u>」に準拠した溶接の方法及び検査を行う。</p>				<p>※ 設計及び工事に係る品質管理は、「<u>十一. 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>」により行う。</p>				
<p>七. 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 (省略)</p> <p>2 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理 分離精製工場(MP)に貯蔵中の使用済燃料は、搬出までの期間、当該施設の貯蔵プールに貯蔵する。これらの燃料の取扱い及び貯蔵は、既往の許認可を受けた燃料取扱操作設備、燃料貯蔵設備、燃料移動設備等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止、崩壊熱除去及び閉じ込め機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。 ウラン貯蔵所(U03)、第二ウラン貯蔵所(2U03)及び第三ウラン貯蔵所(3U03)に貯蔵中のウラン製品は、搬出までの期間、当該施設の貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は、既往の許認可を受けたクレーン等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。 プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に貯蔵中のウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末は、搬出が完了するまでの期間、当該施設の粉末貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は、既往の許認可を受けたクレーン等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。 これらの使用済燃料、ウラン製品、ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末に係る設備の維持管理については、これまで再処理施設保安規定に定める巡視及び点検、施設定期自主検査等により実施しており今後も継続して行う。</p>				<p>七. 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理及び譲渡しの方法</p> <p>1 使用済燃料及び核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量 (変更なし)</p> <p>2 使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料から分離された物の管理 分離精製工場(MP)に貯蔵中の使用済燃料は、搬出までの期間、当該施設の貯蔵プールに貯蔵する。これらの燃料の取扱い及び貯蔵は、既往の許認可を受けた燃料取扱操作設備、燃料貯蔵設備、燃料移動設備等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止、崩壊熱除去及び閉じ込め機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。 ウラン貯蔵所(U03)、第二ウラン貯蔵所(2U03)及び第三ウラン貯蔵所(3U03)に貯蔵中のウラン製品は、搬出までの期間、当該施設の貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は、既往の許認可を受けたクレーン等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。 プルトニウム転換技術開発施設(PCDF)に貯蔵中のウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末は、搬出が完了するまでの期間、当該施設の粉末貯蔵室に貯蔵する。これらの核燃料物質の取扱い及び貯蔵は、既往の許認可を受けたクレーン等で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能を有する既往の許認可を受けた設備を維持管理する。 これらの使用済燃料、ウラン製品、ウラン・プルトニウム混合酸化物(MOX)粉末に係る設備の維持管理については、これまで再処理施設保安規定に定める巡視及び点検、施設定期自主検査等により実施しており、<u>今後も定期事業者検査等により維持管理を継続して行う。</u></p>				

<p style="text-align: center;">変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>3 核燃料物質の譲渡し (省略)</p> <p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 (省略)</p> <p>九. 使用済燃料, 核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄 (省略)</p> <p>十. 廃止措置の工程 (省略)</p> <p>十一. <u>施設定期検査を受けるべき時期</u> <u>廃止措置計画認可後, 初回の施設定期検査については, 認可後速やかに申請し, 受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については, 技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定め, その後, 廃止措置計画の変更申請を行う。</u></p>	<p>3 核燃料物質の譲渡し (変更なし)</p> <p>八. 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の除去 (変更なし)</p> <p>九. 使用済燃料, 核燃料物質若しくは使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物の廃棄 (変更なし)</p> <p>十. 廃止措置の工程 (変更なし)</p> <p>十一. <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u> <u>再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について, 機構は, 次の品質管理体制の計画(以下「品質管理計画」という。)に定める要求事項に従って, 保安活動の計画, 実施, 評価及び改善を行う。</u></p> <p><u>1. 目的</u> <u>機構は, 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)に基づき, 再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を品質マネジメントシステムとして構築し, 原子力の安全を確保する。</u></p> <p><u>2. 適用範囲</u> <u>本品質管理計画は, 再処理施設において実施する保安活動に適用する。</u></p> <p><u>3. 定義</u> <u>本品質管理計画における用語の定義は, 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈に従うものとする。</u></p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u> <u>4.1 一般要求事項</u> <u>(1) 保安に係る組織は, 保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し, 実施するとともに, その有効性を維持するために, 継続的に改善する。</u> <u>(2) 保安に係る組織は, 保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築</u></p>	<p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い, 十一項を削除し, 新たな記載項目(廃止措置に係る品質マネジメントシステム)を追加)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</u></p> <p>a) <u>再処理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c) <u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、再処理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</u></p> <p>a) <u>プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</u></p> <p>b) <u>プロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。</u></p> <p>c) <u>プロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</u></p> <p>d) <u>プロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</u></p> <p>e) <u>プロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</u></p> <p>f) <u>プロセスについて、業務の計画どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</u></p> <p>g) <u>プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</u></p> <p>h) <u>意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>i) <u>健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、業務・再処理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一 般</p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>(3) <u>規則が要求する手順</u></p> <p>(4) <u>プロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために必要と判断した指示書，図面等を含む文書</u></p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル</u></p> <p>理事長は，本品質管理計画に基づき，品質マニュアルとして，次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し，維持する。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲（適用組織を含む。）</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画，実施，評価，改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p> <p><u>4.2.3 文書管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は，品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し，不適切な使用又は変更を防止する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は，適切な品質マネジメント文書が利用できるよう，次に掲げる管理の方法を定めた手順を作成する。これには，文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。</u></p> <p>a) <u>発行前に，適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし，承認する。</u></p> <p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また，改訂する場合は，文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は，対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が，必要なときに，必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>文書は，読みやすかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし，その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また，これらを何らかの目的で保持する場合には，適切に識別し，管理する。</u></p> <p><u>4.2.4 記録の管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は，要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし，管理する。また，記録は，読みやすく，容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>(2) 保安に係る組織は、記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理の方法を定めた手順を作成する。</u></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 原子力の安全の重視</p> <p><u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・再処理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p>5.3 品質方針</p> <p><u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するものを含む。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.4 計 画</p> <p>5.4.1 品質目標</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>(1) <u>理事長は、保安に係る組織において、毎年度、品質目標（業務・再処理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標を含む。）が設定されていることを確実にする。また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画が作成されることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p>5.4.2 <u>品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p>(1) <u>理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 <u>責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p>5.5.1 <u>責任及び権限</u></p> <p><u>理事長は、保安に係る組織の責任及び権限を明確にする。また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>5.5.2 <u>管理責任者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、保安活動の実施部門の長及び監査プロセスの長を管理責任者として、また、本部（監査プロセスを除く。）は管理者の中から管理責任者を任命する。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。また、必要に応じて、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置く場合は、その責任及び権限を文書で明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>b) <u>業務に従事する要員の、業務・再処理施設に対する要求事項についての認識を高める。</u></p> <p>c) <u>成果を含む業務の実施状況について評価する。</u></p> <p>d) <u>健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</u></p> <p>e) <u>関係法令を遵守する。</u></p> <p>(2) <u>管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u></p> <p>b) <u>要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u></p> <p>d) <u>要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u></p> <p>e) <u>要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</u></p> <p>(3) <u>管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。)を実施する。</u></p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p><u>理事長は、保安に係る組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にする。また、マネジメントレビューを通じて、再処理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</u></p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一 般</u></p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(2) <u>このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u> <u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者からの意見</u> c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</u> d) <u>使用前自主検査及び定期事業者検査並びに自主検査等の結果</u> e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</u> f) <u>関係法令の遵守状況</u> g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</u> h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u> i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> j) <u>改善のための提案</u> k) <u>資源の妥当性</u> l) <u>保安活動の改善のために実施した処置の有効性</u> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u> b) <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> (2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</u> (3) <u>管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p><u>保安に係る組織は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>人的資源（要員の力量）</u> (2) <u>インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系）</u> (3) <u>作業環境</u> 	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一 般</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。</u></p> <p>7. <u>業務の計画及び実施</u></p> <p>7.1 <u>業務の計画</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、再処理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等について業務に必要なプロセスの計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、個別業務の計画と、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>業務・再処理施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・再処理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・再処理施設のための使用前自主検査、定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・再処理施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p style="text-align: center;"><u>証するために必要な記録</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、業務の計画を、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p><u>7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・再処理施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p><u>保安に係る組織は、次に掲げる事項を要求事項として明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務・再処理施設に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・再処理施設に必要な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項</u></p> <p><u>7.2.2 業務・再処理施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務・再処理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、業務・再処理施設に対する要求事項のレビューでは、次の事項について確認する。</u></p> <p>a) <u>業務・再処理施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・再処理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>当該組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、業務・再処理施設に対する要求事項のレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、業務・再処理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p><u>7.2.3 外部とのコミュニケーション</u></p> <p><u>保安に係る組織は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</u></p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、再処理施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</u></p> <p>b) <u>設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</u></p> <p>c) <u>設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>d) <u>設計開発に必要な内部及び外部の資源</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインタフェースを運営管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</u></p> <p>7.3.2 <u>設計・開発へのインプット</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、再処理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。</u></p> <p>a) <u>機能及び性能に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>c) <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</u></p> <p>7.3.3 <u>設計・開発からのアウトプット</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプット(機器等の仕様等)は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、設計・開発のアウトプット(機器等の仕様等)は、次の状態とする。</u></p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b) <u>調達、業務の実施及び再処理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な再処理施設の特性を明確にする。</u></p> <p>7.3.4 <u>設計・開発のレビュー</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</u></p> <p>7.3.5 <u>設計・開発の検証</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証には、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の結果として得られる再処理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>ただし、当該再処理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該再処理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、実行可能な場合はいつでも、再処理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該再処理施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する再処理施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>7.4 調 達</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準を定める。</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>(5) 保安に係る組織は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する。</p> <p>(6) 保安に係る組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の再処理事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を含む。）を定める。</p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u></p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</p> <p>a) 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</p> <p>b) 要員の力量（適格性を含む。）確認に関する要求事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項</p> <p>d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項</p> <p>e) 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</p> <p>f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</p> <p>g) その他調達物品等に関し必要な要求事項</p> <p>(2) 保安に係る組織は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前自主検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p><u>7.4.3 調達製品等の検証</u></p> <p>(1) 保安に係る組織は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて検証を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項の中で明確にする。</p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p>保安に係る組織は、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている。</p> <p>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p><u>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</u></p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を明確にする。</p> <p>a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>c) 妥当性確認の方法</p> <p>d) 記録に関する要求事項</p> <p><u>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</u></p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・再処理施設の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・再処理施設について固有の識別をし、その記録を管理する。</p> <p><u>7.5.4 組織外の所有物</u></p> <p>保安に係る組織は、組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する識別や保護など取扱いに注意を払い、必要に応じて記録を作成し、管理する。</p> <p><u>7.5.5 調達製品の保存</u></p> <p>保安に係る組織は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>(1) 保安に係る組織は、業務・再処理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p>a) <u>定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する。</u></p> <p>b) <u>機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</u></p> <p>c) <u>校正の状態が明確にできる識別をする。</u></p> <p>d) <u>測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</u></p> <p>e) <u>取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。また、その機器及び影響を受けた業務・再処理施設に対して、適切な処置を行う。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</u></p> <p>8. <u>評価及び改善</u></p> <p>8.1 <u>一 般</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</u></p> <p>(2) <u>監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 <u>監視及び測定</u></p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の外部の者がどのように受けとめているかについての情報を外部コミュニケーションにより入手し、監視する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、前項で得られた情報を分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映する。</u></p> <p>8.2.2 <u>内部監査</u></p> <p>(1) <u>理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、監査プロセスの長に内部監査を実施させる。</u></p> <p>a) <u>本品質管理計画の要求事項</u></p> <p>b) <u>実効性のある実施及び実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領</u></p>	

変更前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画	変更後	変更理由
	<p>域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させることにより、内部監査の実効性を維持する。また、監査プロセスの長は、前述の基本計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 監査プロセスの長は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 監査プロセスの長は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施、監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を明確にした手順を定める。</p> <p>(7) 監査プロセスの長は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を監査プロセスの長に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 保安に係る組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の時期</p> <p>b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の方法により、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の方法により、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 保安に係る組織は、プロセスの監視及び測定の方法により、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(5) 保安に係る組織は、計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 保安に係る組織は、再処理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画に従って、適切な段階で使用前自主検査、定期事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 保安に係る組織は、検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前自主検査、定期事業者検査又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する。</p> <p>(3) 保安に係る組織は、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した者が特定</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p style="text-align: center;"><u>できるよう記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や再処理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前自主検査及び定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</u> <u>また、自主検査等の検査及び試験要員の独立性については、これを準用する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、不適合の処理に関する管理の手順及びそれに関する責任と権限を定め、これを管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(4) <u>保安に係る組織は、不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(5) <u>保安に係る組織は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する。</u></p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る組織は、前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見</u></p> <p>b) <u>業務・再処理施設に対する要求事項への適合性</u></p> <p>c) <u>是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び再処理施設の特性及び傾向</u></p> <p>d) <u>供給者の能力</u></p> <p>8.5 改 善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
	<p style="text-align: center;"><u>保安に係る組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるために継続的に改善する。</u></p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a) <u>不適合等のレビュー及び分析</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b) <u>不適合等の原因の特定</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c) <u>類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p style="margin-left: 20px;">e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a) <u>計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関して根本的な原因を究明するための分析の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る組織は、前項までの不適合等の是正処置の手順（根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。）を定め、これを管理する。</u></p> <p>(7) <u>保安に係る組織は、前項の手順に基づき、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から類似事象に共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) <u>保安に係る組織は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見を収集し、起こり得る不適合の重要度に応じて、次に掲げる手順により適切な未然防止処置を行う。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u></p> <p style="margin-left: 20px;">b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p style="margin-left: 20px;">d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する。</u></p> <p>(3) <u>保安に係る組織は、前項までの未然防止処置の手順を定め、これを管理する。</u></p>	

<p style="text-align: center;">変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (省略)</p> <p>十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 (省略)</p> <p>添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 (省略)</p> <p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 (省略)</p> <p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 (省略)</p> <p>添付書類四 廃止措置中の過失, 機械又は装置の故障, 浸水, 地震, 火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類, 程度, 影響等に関する説明書 (省略)</p> <p>添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 (省略)</p>	<p>十二. 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す方法及び時期 (変更なし)</p> <p>十三. 特定廃液の固型化その他の処理を行う方法及び時期 (変更なし)</p> <p>添付書類一 既に回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していることを明らかにする資料 (変更なし)</p> <p>添付書類二 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図 (変更なし)</p> <p>添付書類三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書 (変更なし)</p> <p>添付書類四 廃止措置中の過失, 機械又は装置の故障, 浸水, 地震, 火災等があった場合に発生すると想定される事故の種類, 程度, 影響等に関する説明書 (変更なし)</p> <p>添付書類五 使用済燃料又は核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書 (変更なし)</p>	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由								
添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 (略)				添付書類六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 (変更なし)				○新検査制度への移行に伴う変更 (点検項目は、保安規定に基づく施設管理の中で定めて検査等を実施するため見直し。以下、表6-1-1において同様。)								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (1/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (1/147)												
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間						
分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉	(1) シャッター扉(211-6,7)とトラップ扉(211-8,9)のインターロック機能を <u>確認する。</u>	・閉じ込めの機能	分離精製工場の管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	燃料受入系扉	閉じ込めの機能		扉間のインターロック機能が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで						
		(2) トラップ扉(211-2)とトラップ扉(211-8,9)のインターロック機能を <u>確認する。</u>						濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が 170 m ³ /h 以上及び冷却水の流量が 200 m ³ /h 以上であることを確認する。			・使用済燃料の貯蔵施設等	使用済燃料の搬出が完了するまで	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器	使用済燃料の貯蔵施設等 (冷却機能)	濃縮ウラン貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が 170 m ³ /h 以上及び冷却水の流量が 200 m ³ /h 以上であることを確認する。	使用済燃料の搬出が完了するまで
		(3) トラップ扉(211-8,9)とシャッター扉(211-6,7),トラップ扉(211-2)のインターロック機能を <u>確認する。</u>						予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が 170 m ³ /h 以上及び冷却水の流量が 200 m ³ /h 以上であることを確認する。								
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉	台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック機能を <u>確認する。</u>	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	溶融炉	台車 (G51M118A) と結合装置 (G21M11) のインターロック	閉じ込めの機能	インターロック機能が正常に動作すること。	系統除染が完了するまで						

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (2/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (2/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・換気 	分離精製工場の管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	分離精製工場の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> ・閉じ込めの機能 ・換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (3/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (3/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 閉じ込めの機能 換気 	廃棄物処理場の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
分析所 (CB)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	分析所の管理区域解除まで	分析所 (CB)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	分析所の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (4/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (4/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル換気系	<u>通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>	・閉じ込めの機能 ・換気	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
		<u>非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								
		<u>排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル換気系	<u>通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>	・閉じ込めの機能 ・換気	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
		<u>非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								
		<u>排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (5/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (5/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 閉じ込めの機能 換気 	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後						変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (6/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (6/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。									
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。									
ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。									
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (7/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (7/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
焼却施設 (IF)	建家換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	・閉じ込めの機能 ・換気	焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)	建家換気系	送・排風機のインターロック	・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	焼却施設の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	・閉じ込めの機能 ・換気	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (8/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (8/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
アスファルト固化処理施設 (ASP)	建家及びセル換気系	<u>通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>	・閉じ込めの機能 ・換気	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	アスファルト固化処理施設 (ASP)	建家及びセル換気系	送・排風機のイン ターロック	・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで
		<u>非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								
		<u>排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	建家及びセル換気系	<u>通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>	・閉じ込めの機能 ・換気	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	建家及びセル換気系	送・排風機のイン ターロック	・閉じ込めの機能 ・換気機能	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
		<u>非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								
		<u>排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</u>								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (9/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (9/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止 閉じ込めの機能 換気 	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 火災等による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	低放射濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (10/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (10/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで
		通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	建家及びセル換気系	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	建家及びセル換気系	送・排風機のインターロック	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (11/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (11/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
	非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。							
	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。							
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (12/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (12/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
	非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。							
	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。							
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	<ul style="list-style-type: none"> 閉じ込めの機能 換気機能 	<ul style="list-style-type: none"> 通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	
	非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。							
	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。							

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (13/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (13/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	空気圧縮機	吐出圧力が設定値内 (0.50~0.88 MPaGauge) であること。	・計測制御系統施設	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	空気圧縮機	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	吐出圧力が設定値内 (0.50~0.88 MPaGauge) であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機	吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であること。	・火災等による損傷の防止 ・計測制御系統施設	供給先の建家の管理区域解除まで	ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機	・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であること。	供給先の建家の管理区域解除まで
焼却施設 (IF)	空気圧縮機	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	・計測制御系統施設	焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)	空気圧縮機	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	焼却施設の管理区域解除まで
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	空気圧縮機	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	・計測制御系統施設	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	空気圧縮機	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	空気圧縮機	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	・計測制御系統施設	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	空気圧縮機	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (14/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (14/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	空気圧縮機	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.40~0.68 MPaGauge) であること。	・火災等による損傷の防止 ・計測制御系統施設	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	空気圧縮機	・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.40~0.68 MPaGauge) であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	空気圧縮機	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	・火災等による損傷の防止 ・計測制御系統施設	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	空気圧縮機	・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.68 MPaGauge) であること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	空気圧縮機	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.88 MPaGauge) であること。	・計測制御系統施設	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	空気圧縮機	計測制御系統施設 (圧縮空気の供給機能)	空気圧縮機の容量 (吐出圧力) が設定値内 (0.50~0.88 MPaGauge) であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (15/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (15/147)							
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶 冷水設備用ポンプ	284P101	液面制御装置の機能を確認。 ポンプの容量 (約 80 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.74 MPaGauge) 以上であること。	・核燃料物質の臨界防止 ・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶 冷水設備用ポンプ	核燃料物質の臨界防止機能 その他 (冷却水供給機能)	液面制御装置の制御機能が正常であること。 ポンプの容量 (約 80 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.74 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	
		284P102									
資材庫	浄水設備用ポンプ	585P10	ポンプの容量 (約 170 m ³ /h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m ³ /h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m ³ /h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。	・火災等による損傷の防止	全ての建家の管理区域解除まで	資材庫	浄水設備用ポンプ	火災等による損傷の防止 (浄水供給機能)	ポンプの容量 (約 170 m ³ /h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m ³ /h) に対応した締切圧力 (727 kPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 170 m ³ /h) に対応した締切圧力 (736 kPaGauge) 以上であること。	全ての建家の管理区域解除まで	
		585P11									
		585P12									
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ	583P141, 583P142, 583P143	ポンプの容量 1100 m ³ /h/2 基以上であること。	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	ユーティリティ施設 (UC)	冷却水供給ポンプ	583P141, 583P142, 583P143	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 1100 m ³ /h/2 基以上であること。	系統除染が完了するまで
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備プロセス用ポンプ	272P8160	ポンプの容量 (約 200 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷却水設備プロセス用ポンプ	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 (約 200 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.50 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	
		272P8161									
		272P8162									
		272P8163									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (16/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (16/147)							
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	272P901	ポンプの容量 (約 3.5 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	冷水設備用ポンプ	その他 (冷却水供給機能)	ポンプの容量 (約 3.5 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.22 MPaGauge) 以上であること。 ポンプの容量 (約 15 m ³ /h) に対応した締切圧力 (0.34 MPaGauge) 以上であること。	系統除染が完了するまで	
		272P911									
		272P921									
		272P931									
中央運転管理室	蒸気設備		蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	中央運転管理室	蒸気設備	閉じ込めの機能 (蒸気供給機能)	蒸気圧力 (1.76 MPaGauge 以内) を維持し、ボイラ本体から著しい漏えいがないこと。	系統除染が完了するまで	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット 冷却塔		排気風量が 60.0×10 ³ m ³ /h 以上であること。	・保管廃棄施設	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	保管ピット 冷却塔	保管廃棄施設 (冷却機能) その他 (冷却機能)	排気風量が 60.0×10 ³ m ³ /h 以上であること。 冷却塔出口の冷却水流量が 195 m ³ /h 以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで 系統除染が完了するまで	
		G83H10 G83H20	冷却塔出口の冷却水流量が 195 m ³ /h 以上であること。	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで						

変更前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (17/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (17/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発棟	建家・構築物 <u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂, 剝離などがないこと。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発棟	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂, 剝離などがないこと。</u>	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	
ガラス固化技術管理棟		<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 遮蔽 		ガラス固化技術管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 遮蔽機能 			
第二付属排気筒		<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 廃棄施設 	第二付属排気筒	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 廃棄施設 (排気機能) 				
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)		<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (18/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (18/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家・構築物 <u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂, 剝離などがないこと。</u>	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽 	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 津波による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 	<u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂, 剝離などがないこと。</u>	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	
ウラン脱硝施設 (DN)		<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 閉じ込めの機能 遮蔽機能 		ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
ウラン貯蔵所 (U03)		<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 遮蔽 	ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	ウラン貯蔵所 (U03)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
第二ウラン貯蔵所 (2U03)		<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止 遮蔽 	第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	第二ウラン貯蔵所 (2U03)	<ul style="list-style-type: none"> 地震による損傷の防止機能 遮蔽機能 		第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (19/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (19/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第三ウラン貯蔵所 (3U03)	建家・構築物 <u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離がないこと。</u>	・地震による損傷の防止 ・遮 蔽	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	第三ウラン貯蔵所 (3U03)	・地震による損傷の防止機能 ・遮蔽機能	<u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離がないこと。</u>	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)		・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
除染場 (DS)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	除染場の管理区域解除まで	除染場 (DS)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		除染場の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (20/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (20/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	建家・構築物 <u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離がないこと。</u>	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	分離精製工場の管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	<u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離がないこと。</u>	分離精製工場の管理区域解除まで	
分析所 (CB)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	分析所の管理区域解除まで	分析所 (CB)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		分析所の管理区域解除まで	
ユーティリティ施設 (UC)		・地震による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	ユーティリティ施設 (UC)	地震による損傷の防止機能		供給先の建家の管理区域解除まで	
資材庫		・地震による損傷の防止		資材庫	地震による損傷の防止機能			
主排気筒		・地震による損傷の防止 ・廃棄施設	排気元の建家の管理区域解除まで	主排気筒	・地震による損傷の防止機能 ・廃棄施設 (排気機能)		排気元の建家の管理区域解除まで	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (21/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (21/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	建家・構築物 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化処理施設 (ASP)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	アスファルト固化処理施設 (ASP)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (22/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (22/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	建家・構築物 建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)		・地震による損傷の防止 ・遮蔽	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	第一低放射性固体廃棄物貯蔵場 (1LASWS)	・地震による損傷の防止機能 ・遮蔽機能		第一低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	
第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)		・地震による損傷の防止 ・遮蔽	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	第二低放射性固体廃棄物貯蔵場 (2LASWS)	・地震による損傷の防止機能 ・遮蔽機能		第二低放射性固体廃棄物貯蔵場の管理区域解除まで	
廃棄物処理場 (AAF)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	廃棄物処理場の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		廃棄物処理場の管理区域解除まで	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (23/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (23/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家・構築物 <u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</u>	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	<u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</u>	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
放出廃液油分除去施設 (C)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	放出廃液油分除去施設 (C)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (24/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (24/147)				
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家・構築物 <u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</u>	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	<u>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</u>	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	
廃溶媒貯蔵場 (WS)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	廃溶媒貯蔵場 (WS)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	
スラッジ貯蔵場 (LW)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	スラッジ貯蔵場 (LW)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)		・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮 蔽	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能		第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画	変更後	変更理由																																								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (25/147)	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (25/147)																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">設備名称等</th> <th style="width:15%;">点検項目</th> <th style="width:20%;">要求される機能</th> <th style="width:15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設 (IF)</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</td> <td>・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽</td> <td>焼却施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第一付属排気筒</td> <td>・地震による損傷の防止 ・廃棄施設</td> <td>排気元の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>中間開閉所</td> <td>・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二中間開閉所</td> <td>・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ室</td> <td>・地震による損傷の防止</td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	焼却施設 (IF)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	焼却施設の管理区域解除まで	第一付属排気筒	・地震による損傷の防止 ・廃棄施設	排気元の建家の管理区域解除まで	中間開閉所	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	第二中間開閉所	・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	排水モニタ室	・地震による損傷の防止	全ての建家の管理区域解除まで	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">設備名称等</th> <th style="width:15%;">要求される機能</th> <th style="width:20%;">性能</th> <th style="width:15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却施設 (IF)</td> <td>・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。</td> <td>焼却施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第一付属排気筒</td> <td>・地震による損傷の防止機能 ・廃棄施設(排気機能)</td> <td>排気元の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>中間開閉所</td> <td>・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>第二中間開閉所</td> <td>・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ室</td> <td>地震による損傷の防止機能</td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	焼却施設 (IF)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	焼却施設の管理区域解除まで	第一付属排気筒	・地震による損傷の防止機能 ・廃棄施設(排気機能)	排気元の建家の管理区域解除まで	中間開閉所	・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能	供給先の建家の管理区域解除まで	第二中間開閉所	・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能	供給先の建家の管理区域解除まで	排水モニタ室	地震による損傷の防止機能	全ての建家の管理区域解除まで	
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間																																							
焼却施設 (IF)	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	・地震による損傷の防止 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽	焼却施設の管理区域解除まで																																							
第一付属排気筒		・地震による損傷の防止 ・廃棄施設	排気元の建家の管理区域解除まで																																							
中間開閉所		・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで																																							
第二中間開閉所		・地震による損傷の防止 ・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで																																							
排水モニタ室		・地震による損傷の防止	全ての建家の管理区域解除まで																																							
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																							
焼却施設 (IF)	・地震による損傷の防止機能 ・閉じ込めの機能 ・遮蔽機能	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剝離などがないこと。	焼却施設の管理区域解除まで																																							
第一付属排気筒	・地震による損傷の防止機能 ・廃棄施設(排気機能)		排気元の建家の管理区域解除まで																																							
中間開閉所	・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能		供給先の建家の管理区域解除まで																																							
第二中間開閉所	・地震による損傷の防止機能 ・津波による損傷の防止機能		供給先の建家の管理区域解除まで																																							
排水モニタ室	地震による損傷の防止機能		全ての建家の管理区域解除まで																																							
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (26/147)	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (26/147)																																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">設備名称等</th> <th style="width:15%;">点検項目</th> <th style="width:20%;">要求される機能</th> <th style="width:15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td> 浸水防止扉 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3 </td> <td> (1) 浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 </td> <td> ・津波による損傷の防止 分離精製工場の管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	浸水防止扉 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3	(1) 浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止 分離精製工場の管理区域解除まで	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">設備名称等</th> <th style="width:15%;">要求される機能</th> <th style="width:20%;">性能</th> <th style="width:15%;">維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離精製工場 (MP)</td> <td> 浸水防止扉 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3 </td> <td> 津波による損傷の防止機能 </td> <td> ・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 </td> <td> 分離精製工場の管理区域解除まで </td> </tr> </tbody> </table>	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	浸水防止扉 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3	津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	分離精製工場の管理区域解除まで																								
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間																																							
分離精製工場 (MP)	浸水防止扉 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3	(1) 浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止 分離精製工場の管理区域解除まで																																							
設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間																																							
分離精製工場 (MP)	浸水防止扉 MP-9 MP-10 MP-11 MP-14 MP-15 MP-16 MP-7 MP-2 MP-17 MP-18 MP-19 MP-23 MP-1 MP-22 MP-3	津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	分離精製工場の管理区域解除まで																																						

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由																								
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (27/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>点検項目</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>ハッチ扉</td> <td>MP-8 MP-32</td> <td rowspan="2">・津波による損傷の防止</td> <td rowspan="2">分離精製工場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>閉止板</td> <td>MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	ハッチ扉	MP-8 MP-32	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	閉止板	MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (27/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>ハッチ扉</td> <td>MP-8 MP-32</td> <td rowspan="2">津波による損傷の防止機能</td> <td rowspan="2">分離精製工場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>閉止板</td> <td>MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	ハッチ扉	MP-8 MP-32	津波による損傷の防止機能	分離精製工場の管理区域解除まで	閉止板	MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24	
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間																												
分離精製工場 (MP)	ハッチ扉	MP-8 MP-32	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで																												
	閉止板	MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24																														
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間																												
分離精製工場 (MP)	ハッチ扉	MP-8 MP-32	津波による損傷の防止機能	分離精製工場の管理区域解除まで																												
	閉止板	MP-12 MP-13 MP-6 MP-30 MP-4 MP-5 MP-20 MP-24																														
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (28/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>点検項目</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>閉止板</td> <td>MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29</td> <td rowspan="2">・津波による損傷の防止</td> <td rowspan="2">分離精製工場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>その他, 延長ダクト等の浸水防止設備</td> <td>MP-21 MP-31</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	閉止板	MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで	その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	MP-21 MP-31	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (28/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離精製工場 (MP)</td> <td>閉止板</td> <td>MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29</td> <td rowspan="2">津波による損傷の防止機能</td> <td rowspan="2">分離精製工場の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>その他, 延長ダクト等の浸水防止設備</td> <td>MP-21 MP-31</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	分離精製工場 (MP)	閉止板	MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	津波による損傷の防止機能	分離精製工場の管理区域解除まで	その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	MP-21 MP-31	
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間																												
分離精製工場 (MP)	閉止板	MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	・津波による損傷の防止	分離精製工場の管理区域解除まで																												
	その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	MP-21 MP-31																														
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間																												
分離精製工場 (MP)	閉止板	MP-25 MP-26 MP-27 MP-28 MP-29	津波による損傷の防止機能	分離精製工場の管理区域解除まで																												
	その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	MP-21 MP-31																														

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (29/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (29/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	浸水防止扉	HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	(1) 浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止 高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	浸水防止扉	HAW-1 HAW-2 HAW-3 HAW-5	津波による損傷の防止機能	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
	閉止板 (盾式角落し)	HAW-4	(1) 盾に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 支柱に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。						
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (30/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (30/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	浸水防止扉	PCDF-1 PCDF-2 PCDF-5 PCDF-6 PCDF-7	(1) 浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止 プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	浸水防止扉	PCDF-1 PCDF-2 PCDF-5 PCDF-6 PCDF-7	津波による損傷の防止機能	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
	ハッチ扉	PCDF-4	(1) ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 (3) 開閉に要する吊り具 (フック、アイボルト等) が健全であること。			(1) 浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。 ・ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 ・開閉に要する吊り具 (フック、アイボルト等) が健全であること。			
	その他、延長ダクト等の浸水防止設備	PCDF-3	(1) 浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 (2) 浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損、落下等がないこと。			(1) 浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷、損傷、変形等がないこと。 (2) 浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損、落下等がないこと。			

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由																																										
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (31/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>点検項目</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td rowspan="10">浸水防止扉</td> <td>開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 管理棟 1 管理棟 3 (電動) 管理棟 5 管理棟 8 (横引)</td> <td>(1) 浸水防止扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷, 変形, 劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ, 容易に開閉できること。</td> <td>・津波による損傷の防止</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	浸水防止扉	開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 管理棟 1 管理棟 3 (電動) 管理棟 5 管理棟 8 (横引)	(1) 浸水防止扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷, 変形, 劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ, 容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (31/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td rowspan="10">浸水防止扉</td> <td>開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 管理棟 1 管理棟 3 (電動) 管理棟 5 管理棟 8 (横引)</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td>・浸水防止扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷, 変形, 劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ, 容易に開閉できること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	浸水防止扉	開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 管理棟 1 管理棟 3 (電動) 管理棟 5 管理棟 8 (横引)	津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷, 変形, 劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ, 容易に開閉できること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間																																														
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	浸水防止扉	開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 管理棟 1 管理棟 3 (電動) 管理棟 5 管理棟 8 (横引)	(1) 浸水防止扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷, 変形, 劣化がないこと。 (3) 浸水防止扉を開閉させ, 容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																													
		設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間																																												
		ガラス固化技術開発施設 (TVF)	浸水防止扉	開発棟 1 (電動) 開発棟 2 開発棟 3 開発棟 4 (電動) 開発棟 6 開発棟 7 開発棟 10 管理棟 1 管理棟 3 (電動) 管理棟 5 管理棟 8 (横引)	津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷, 変形, 劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ, 容易に開閉できること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																											
				<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (32/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>点検項目</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>閉止板</td> <td>開発棟 9 開発棟 16 開発棟 17 管理棟 2 管理棟 7</td> <td>(1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこと。</td> <td rowspan="3">・津波による損傷の防止</td> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>閉止板 (盾式角落し)</td> <td>開発棟 11 開発棟 12 開発棟 13 開発棟 14</td> <td>(1) 盾に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 支柱に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他, 延長ダクト等の浸水防止設備</td> <td>開発棟 5 開発棟 8 開発棟 15 管理棟 4 管理棟 6</td> <td>(1) 浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷, 損傷, 変形等がないこと。 (2) 浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損, 落下等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	閉止板	開発棟 9 開発棟 16 開発棟 17 管理棟 2 管理棟 7	(1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	・津波による損傷の防止	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	閉止板 (盾式角落し)	開発棟 11 開発棟 12 開発棟 13 開発棟 14	(1) 盾に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 支柱に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。	その他, 延長ダクト等の浸水防止設備			開発棟 5 開発棟 8 開発棟 15 管理棟 4 管理棟 6	(1) 浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷, 損傷, 変形等がないこと。 (2) 浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損, 落下等がないこと。	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (32/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設 (TVF)</td> <td>閉止板</td> <td>開発棟 9 開発棟 16 開発棟 17 管理棟 2 管理棟 7</td> <td>津波による損傷の防止機能</td> <td>・閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこと。</td> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>閉止板 (盾式角落し)</td> <td>開発棟 11 開発棟 12 開発棟 13 開発棟 14</td> <td>・盾に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他, 延長ダクト等の浸水防止設備</td> <td>開発棟 5 開発棟 8 開発棟 15 管理棟 4 管理棟 6</td> <td>・浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷, 損傷, 変形等がないこと。 ・浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損, 落下等がないこと。</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	閉止板	開発棟 9 開発棟 16 開発棟 17 管理棟 2 管理棟 7	津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	閉止板 (盾式角落し)	開発棟 11 開発棟 12 開発棟 13 開発棟 14	・盾に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。	その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟 5 開発棟 8 開発棟 15 管理棟 4 管理棟 6	・浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷, 損傷, 変形等がないこと。 ・浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損, 落下等がないこと。		
				設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間																																										
				ガラス固化技術開発施設 (TVF)	閉止板	開発棟 9 開発棟 16 開発棟 17 管理棟 2 管理棟 7	(1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	・津波による損傷の防止			ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																							
					閉止板 (盾式角落し)	開発棟 11 開発棟 12 開発棟 13 開発棟 14	(1) 盾に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 支柱に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。																																											
					その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟 5 開発棟 8 開発棟 15 管理棟 4 管理棟 6	(1) 浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷, 損傷, 変形等がないこと。 (2) 浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損, 落下等がないこと。																																											
				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間																																										
				ガラス固化技術開発施設 (TVF)	閉止板	開発棟 9 開発棟 16 開発棟 17 管理棟 2 管理棟 7	津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで																																									
閉止板 (盾式角落し)	開発棟 11 開発棟 12 開発棟 13 開発棟 14				・盾に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・支柱に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。																																													
その他, 延長ダクト等の浸水防止設備	開発棟 5 開発棟 8 開発棟 15 管理棟 4 管理棟 6				・浸水防止設備 (延長ダクト等) に有害な傷, 損傷, 変形等がないこと。 ・浸水防止設備 (延長ダクト等) の付属品 (固定ボルト等) に欠損, 落下等がないこと。																																													

変更前
令和2年2月10日付け原規発第2002103号
をもって変更の認可を受けた廃止措置計画

変更後

変更理由

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (33/147)

設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間
分析所 (CB)	浸水防止扉	CB-1 CB-5	・津波による損傷の防止	分析所の管理区域解除まで
		CB-2 CB-4		
	ハッチ扉	CB-3		
閉止板	CB-6 CB-7 CB-8			

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (33/147)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分析所 (CB)	浸水防止扉	津波による損傷の防止機能	・浸水防止扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・浸水防止扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・浸水防止扉を開閉させ、容易に開閉できること。	分析所の管理区域解除まで
			CB-1 CB-5	
	CB-2 CB-4			
ハッチ扉	CB-3	・ハッチ扉に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・ハッチ扉のゴムパッキンに有害な傷、損傷及び劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下がないこと。 ・開閉に要する吊り具（フック、アイボルト等）が健全であること。		
閉止板	CB-6 CB-7 CB-8	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。		

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (34/147)

設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間
中間開閉所	浸水防止扉	中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5	・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで
		中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5		
閉止板	中開-壁1 中開-壁2 中開-壁3 中開-壁4 中開-窓1 中開-窓2 中開-窓3 中開-窓4 中開-窓5			

表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (34/147)

設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
中間開閉所	浸水防止扉	津波による損傷の防止機能	・扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・扉を開閉させ、容易に開閉できること。	供給先の建家の管理区域解除まで
			中開-扉1 中開-扉2 中開-扉3 中開-扉4 中開-扉5	
閉止板	中開-壁1 中開-壁2 中開-壁3 中開-壁4 中開-窓1 中開-窓2 中開-窓3 中開-窓4 中開-窓5		・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (35/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (35/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間		
中間開閉所	閉止板	中開-スリット1	(1) 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	中間開閉所	閉止板	中開-スリット1	津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで		
		中開-スリット2						中開-スリット2					
		中開-排水口1						中開-排水口1					
		中開-排水口2						中開-排水口2					
		中開-排水口3						中開-排水口3					
中開-排水口4	中開-排水口4												
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (36/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (36/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間		
中間開閉所	閉止板	中開-共同溝1	(1) 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	中間開閉所	閉止板	中開-共同溝1	津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで		
		中開-共同溝2						中開-共同溝2					
		中開-共同溝3						中開-共同溝3					
		中開-配管						中開-配管					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (37/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (37/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二中間開閉所	浸水防止扉	二中開-扉1	(1) 扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 (3) 扉を開閉させ、容易に開閉できること。	・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	第二中間開閉所	浸水防止扉	二中開-扉1	津波による損傷の防止機能	・扉等に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・扉の水密ゴムパッキンに有害な傷、変形、劣化がないこと。 ・扉を開閉させ、容易に開閉できること。	供給先の建家の管理区域解除まで		
		二中開-扉2						二中開-扉2					
		二中開-扉3						二中開-扉3					
		二中開-扉4						二中開-扉4					
		二中開-扉5						二中開-扉5					
	閉止板	(1) 閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。					第二中間開閉所	閉止板	二中開-壁1		・閉止板に有害な傷、損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剥離、劣化等のないこと、固定ボルトの欠損、落下のないこと。		
									二中開-壁2				二中開-壁2
									二中開-壁3				二中開-壁3

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由						
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (38/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (38/147)											
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間					
第二中間開閉所	閉止板	二中開-壁 4	(1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	・津波による損傷の防止	供給先建家の管理区域解除まで	二中開-壁 4	二中開-窓 1	二中開-窓 2	二中開-窓 3	二中開-窓 4	二中開-給気口 1	二中開-給気口 2	二中開-給気口 3			
		二中開-窓 1												津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	供給先建家の管理区域解除まで
		二中開-窓 2														
		二中開-窓 3														
		二中開-窓 4														
		二中開-給気口 1														
		二中開-給気口 2														
		二中開-給気口 3														
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (39/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (39/147)											
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間					
第二中間開閉所	閉止板	二中開-給気口 4	(1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	二中開-給気口 4	二中開-ガラリ 1	二中開-ガラリ 2	二中開-ガラリ 3	二中開-換気扇 1	二中開-換気扇 2	二中開-換気扇 3	二中開-換気扇 4			
		二中開-ガラリ 1												津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで
		二中開-ガラリ 2														
		二中開-ガラリ 3														
		二中開-換気扇 1														
		二中開-換気扇 2														
		二中開-換気扇 3														
		二中開-換気扇 4														
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (40/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (40/147)											
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間					
第二中間開閉所	閉止板	二中開-排水口 1	(1) 閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 (2) 閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	・津波による損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	二中開-排水口 1	二中開-排水口 2	二中開-排水口 3	二中開-共同溝 1	二中開-共同溝 2	二中開-共同溝 3	二中開-配管				
		二中開-排水口 2											津波による損傷の防止機能	・閉止板に有害な傷, 損傷及び変形等がないこと。 ・閉止板と躯体壁のコーキング材に剝離, 劣化等のないこと, 固定ボルトの欠損, 落下のないこと。	供給先の建家の管理区域解除まで	
		二中開-排水口 3														
		二中開-共同溝 1														
		二中開-共同溝 2														
		二中開-共同溝 3														
		二中開-配管														

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (41/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (41/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1	・放射線管理施設	分離精製工場の 管理区域解除ま で	分離精製工場 (MP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常 であること。 ・警報が正常に作動するこ と。	分離精製工場の管 理区域解除まで
		γ-2							
		γ-3							
		γ-4							
		γ-5							
		γ-6							
		γ-7							
		γ-8							
		γ-9							
		γ-10							
		γ-11							
		γ-12							
		γ-13							
		γ-14							
		γ-15							
		γ-16							
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (42/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (42/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-17	・放射線管理施設	分離精製工場の 管理区域解除ま で	分離精製工場 (MP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常 であること。 ・警報が正常に作動するこ と。	分離精製工場の管 理区域解除まで
		γ-18							
		γ-19							
		γ-20							
		γ-21							
		γ-22							
		γ-23							
		γ-24							
		γ-25							
		γ-26							
		γ-27							
		γ-28							
		γ-29							
		γ-30							
		γ-31							
		γ-32							

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (43/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (43/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
分離精製工場 (MP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-33	・放射線管理施設	分離精製工場の 管理区域解除ま で	分離精製工場 (MP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	分離精製工場の管 理区域解除まで			
		γ-34										
		γ-35										
		γ-36										
		γ-37										
		γ-38										
		γ-39										
		γ-40										
γ-41												
γ-42												
γ-46												
除染場 (DS)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-43		除染場の管理区 域解除まで	除染場 (DS)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-43		除染場の管理区域 解除まで			
分析所 (CB)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1		分析所の管理区 域解除まで	分析所 (CB)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1		分析所の管理区域 解除まで			
		γ-2										
		γ-3										
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (44/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (44/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
分析所 (CB)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-4	・放射線管理施設	分析所の管理区 域解除まで	分析所 (CB)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	分析所の管理区域 解除まで			
		γ-5										
		γ-6										
		γ-7										
		γ-8										
γ-9												
廃棄物処理場 (AAF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1		・放射線管理施設	廃棄物処理場の 管理区域解除ま で	廃棄物処理場 (AAF)			ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	廃棄物処理場の管 理区域解除まで
		γ-2										
		γ-3										
		γ-4										
		γ-5										
		γ-6										
γ-7												
γ-8												
γ-9												
γ-10												

変更前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由																
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (45/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (45/147)																				
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間													
廃棄物処理場 (AAF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-11	<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	廃棄物処理場の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-11	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで													
		γ-12						γ-12																
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1				<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで			第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで								
		γ-2											γ-2											
		γ-3											γ-3											
		γ-4											γ-4											
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1						<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 			<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)			ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで				
		γ-2															γ-2							
放出廃液油分除去施設 (C)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1										<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	放出廃液油分除去施設 (C)			ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
		γ-2																			γ-2			
		γ-3	γ-3																					
		γ-4	γ-4																					
ウラン貯蔵所 (U03)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-44	<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	ウラン貯蔵所 (U03)	ガンマ線 エリアモニタ		γ-44	放射線管理施設 (放射線測定機能)				<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	ウラン貯蔵所の管理区域解除まで									
		γ-45							γ-45															
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (46/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (46/147)																			
設備名称等					点検項目	要求される機能	維持すべき期間		設備名称等						要求される機能	性能	維持すべき期間							
第二ウラン貯蔵所 (2U03)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1			<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで	第二ウラン貯蔵所 (2U03)	ガンマ線 エリアモニタ		γ-1				放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	第二ウラン貯蔵所の管理区域解除まで							
		γ-2									γ-2													
		γ-3									γ-3													
第三ウラン貯蔵所 (3U03)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1					<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで		第三ウラン貯蔵所 (3U03)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1				放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	第三ウラン貯蔵所の管理区域解除まで					
		γ-2											γ-2											
廃溶媒貯蔵場 (WS)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1							<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 		<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	廃溶媒貯蔵場 (WS)						ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	
		γ-2	γ-2																					
ウラン脱硝施設 (DN)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	<ul style="list-style-type: none"> ・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線管理施設 						ウラン脱硝施設の管理区域解除まで		ウラン脱硝施設 (DN)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1					放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> ・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。 			ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
		γ-2												γ-2										
		γ-3												γ-3										
		γ-4			γ-4																			
		γ-5			γ-5																			
		γ-6			γ-6																			
		γ-7			γ-7																			
γ-8	γ-8																							
γ-9	γ-9																							

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (47/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (47/147)							
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間
高放射廃液貯蔵場 (HAW)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	放射線管理施設	高放射廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射廃液貯蔵場 (HAW)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	高放射廃液貯蔵場の管理区域解除まで
		γ-2									
		γ-3									
		γ-4									
		γ-5									
		γ-6									
		γ-7									
		γ-8									
		γ-9									
		γ-10									
焼却施設 (IF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1			焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1			焼却施設の管理区域解除まで
		γ-2									
		γ-3									
		γ-4									
		γ-5									
		γ-6									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (48/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (48/147)							
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間
焼却施設 (IF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-7			焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-7			焼却施設の管理区域解除まで
		γ-8									
プルトニウム 転換技術開発施設 (PCDF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	放射線管理施設	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム 転換技術開発施設 (PCDF)	ガンマ線 エリアモニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで
		γ-2									
		γ-3									
		γ-4									
		γ-5									
		γ-6									
		γ-7									
		γ-8									
		γ-9									
		γ-10									
		γ-11									
		γ-12									
γ-13											
γ-14											

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由											
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (49/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (49/147)															
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間								
プルトニウム 転換技術開発 施設 (PCDF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-15	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム 転換技術開発 施設 (PCDF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-15	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで								
		γ-16						γ-16											
		γ-17						γ-17											
		γ-18						γ-18											
廃溶媒処理技 術開発施設 (ST)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1			<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	廃溶媒処理技 術開発施設 (ST)			ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで				
		γ-2										γ-2							
		γ-3										γ-3							
		γ-4										γ-4							
		γ-5										γ-5							
クリプトン回 収技術開発施 設 (Kr)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-6					<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回 収技術開発施 設 (Kr)			ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-6	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで
		γ-1														γ-1			
		γ-2														γ-2			
		γ-3	γ-3																
		γ-4	γ-4																
		γ-5	γ-5																
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (50/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (50/147)															
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間								
クリプトン回 収技術開発施 設 (Kr)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-7	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回 収技術開発施 設 (Kr)			ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-7	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで						
		γ-8								γ-8									
		γ-9								γ-9									
		γ-10								γ-10									
		γ-11					γ-11												
アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1			<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1			放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで				
		γ-2								γ-2									
		γ-3								γ-3									
		γ-4								γ-4									
		γ-5								γ-5									
		γ-6								γ-6									
		γ-7								γ-7									
		γ-8	γ-8																
		γ-9	γ-9																
		γ-10	γ-10																
		γ-11	γ-11																

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (51/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (51/147)					
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-12	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで	アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	アスファルト固 化処理施設の管 理区域 解除まで
		γ-13								
		γ-14								
		γ-15								
		γ-16								
		γ-17								
		γ-18								
ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	ガラス固化技術 開発施設の管 理区域解除まで	ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	ガラス固化技術開 発施設の管理区域 解除まで
		γ-2								
		γ-3								
		γ-4								
		γ-5								
		γ-6								
		γ-7								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (52/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (52/147)					
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-8	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	ガラス固化技術 開発施設の管 理区域解除まで	ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	ガラス固化技術開 発施設の管理区域 解除まで
		γ-9								
		γ-10								
		γ-11								
		γ-12								
第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで	第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管 理区域解除まで
		γ-2								
		γ-3								
		γ-4								
		γ-5								
アスファルト 固化体貯蔵施 設 (AS1)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-20	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	アスファルト固 化体貯蔵施設の 管理区域解除ま で	アスファルト 固化体貯蔵施 設 (AS1)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	アスファルト固 化体貯蔵施設の管 理区域 解除まで
		γ-21								
		γ-22								
		γ-23								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (53/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (53/147)					
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで	第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	第二アスファ ルト固 化体貯蔵施設の 管理区域 解除まで
		γ-2								
		γ-3								
		γ-4								
		γ-5								
低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	γ-1	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで	低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)	ガンマ線 エリアモ ニタ	放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正 常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	低放射性濃縮廃液 貯蔵施設の管理区 域解除まで
		γ-2								
		γ-3								

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (54/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (54/147)							
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	中性子線 エリアモニタ	n-1	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	分離精製工場の 管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	中性子線 エリアモニタ		放射線管理施設 (放射線測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
		n-2						n-2			
		n-3						n-3			
プルトニウム 転換技術開発 施設 (PCDF)	中性子線 エリアモニタ	n-1			プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム 転換技術開発 施設 (PCDF)	中性子線 エリアモニタ			プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
		n-2									n-2
		n-3									n-3
		n-4									n-4
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (55/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (55/147)							
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	ベータ線 ダストモニタ	β1	・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	分離精製工場の 管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	ベータ線 ダストモニタ		放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
		β2						β2			
		β3						β3			
		β4						β4			
		β5						β5			
		β6						β6			
		β7						β7			
		β8						β8			
除染場 (DS)	ベータ線 ダストモニタ	β9			除染場の管理区域解除まで	除染場 (DS)	ベータ線 ダストモニタ	β9		除染場の管理区域解除まで	
分析所 (CB)	ベータ線 ダストモニタ	β1			分析所の管理区域解除まで	分析所 (CB)	ベータ線 ダストモニタ			分析所の管理区域解除まで	
		β2									β2
		β3									β3
		β4									β4
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (56/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (56/147)							
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間
廃棄物処理場 (AAF)	ベータ線 ダストモニタ	β1	・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	・放射線管理施設	廃棄物処理場の 管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	ベータ線 ダストモニタ		放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで
		β2						β2			
		β3						β3			
		β4						β4			
放出廃液油分 除去施設 (C)	ベータ線 ダストモニタ	β-1			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	放出廃液油分 除去施設 (C)	ベータ線 ダストモニタ	β-1		放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	
ウラン脱硝施設 (DN)	ベータ線 ダストモニタ	β-2			ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	ベータ線 ダストモニタ			ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
		β-1									β-1
		β-2									β-2
		β-3									β-3
		β-4									β-4
		β-5									β-5
高放射性廃液 貯蔵場 (HAW)	ベータ線 ダストモニタ	β-6			高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	ベータ線 ダストモニタ			高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	
		β-1									β-1
		β-2									β-2
		β-3									β-3
		β-4									

変更前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由																																																																
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (57/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>点検項目</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却施設 (IF)</td> <td rowspan="2">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="12">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">焼却施設の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃溶媒処理技術開発施設 (ST)</td> <td rowspan="2">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="2">廃溶媒処理技術 開発施設の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">アスファルト 固化処理施設 (ASP)</td> <td rowspan="5">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="5">アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td>β-5</td> </tr> <tr> <td>β-6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ガラス固化技 術開発施設 (TVF)</td> <td rowspan="5">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="5">ガラス固化技術 開発施設の管理 区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td>β-4</td> </tr> <tr> <td>β-5</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	焼却施設 (IF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	放射線管理施設	焼却施設の管理 区域解除まで	β-2	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	廃溶媒処理技術 開発施設の管理 区域解除まで	β-2	アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで	β-2	β-3	β-5	β-6	ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	ガラス固化技術 開発施設の管理 区域解除まで	β-2	β-3	β-4	β-5	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (57/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">焼却施設 (IF)</td> <td rowspan="2">ベータ線 ダストモニタ</td> <td rowspan="12">放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)</td> <td rowspan="12">・計数効率及び指示精度 が正常であること。 ・警報が正常に作動する こと。</td> <td rowspan="2">焼却施設の管理区 域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃溶媒処理技術開発施設 (ST)</td> <td rowspan="2">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="2">廃溶媒処理技術開 発施設の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">アスファルト 固化処理施設 (ASP)</td> <td rowspan="5">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="5">アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td>β-5</td> </tr> <tr> <td>β-6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ガラス固化技 術開発施設 (TVF)</td> <td rowspan="5">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="5">ガラス固化技術開 発施設の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td>β-4</td> </tr> <tr> <td>β-5</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	焼却施設 (IF)	ベータ線 ダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)	・計数効率及び指示精度 が正常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	焼却施設の管理区 域解除まで	β-2	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	廃溶媒処理技術開 発施設の管理区域 解除まで	β-2	アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで	β-2	β-3	β-5	β-6	ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	ガラス固化技術開 発施設の管理区域 解除まで	β-2	β-3	β-4	β-5	
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間																																																																				
焼却施設 (IF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	放射線管理施設	焼却施設の管理 区域解除まで																																																																				
		β-2																																																																						
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	ベータ線 ダストモニタ	β-1		廃溶媒処理技術 開発施設の管理 区域解除まで																																																																				
		β-2																																																																						
アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ベータ線 ダストモニタ	β-1		アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで																																																																				
		β-2																																																																						
		β-3																																																																						
		β-5																																																																						
		β-6																																																																						
ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1		ガラス固化技術 開発施設の管理 区域解除まで																																																																				
		β-2																																																																						
		β-3																																																																						
		β-4																																																																						
		β-5																																																																						
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																				
焼却施設 (IF)	ベータ線 ダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)	・計数効率及び指示精度 が正常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	焼却施設の管理区 域解除まで																																																																				
					β-2																																																																			
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	ベータ線 ダストモニタ			β-1	廃溶媒処理技術開 発施設の管理区域 解除まで																																																																			
				β-2																																																																				
アスファルト 固化処理施設 (ASP)	ベータ線 ダストモニタ			β-1	アスファルト固 化処理施設の管 理区域解除まで																																																																			
				β-2																																																																				
				β-3																																																																				
				β-5																																																																				
				β-6																																																																				
ガラス固化技 術開発施設 (TVF)	ベータ線 ダストモニタ			β-1	ガラス固化技術開 発施設の管理区域 解除まで																																																																			
				β-2																																																																				
				β-3																																																																				
		β-4																																																																						
		β-5																																																																						
<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (58/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>点検項目</th> <th>要求される機能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)</td> <td rowspan="3">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="6">放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)</td> <td rowspan="3">第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)</td> <td rowspan="3">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="3">第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)</td> <td rowspan="2">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="2">低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-4</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで	β-2	β-3	第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで	β-2	β-3	低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで	β-4	<p>表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (58/147)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備名称等</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)</td> <td rowspan="3">ベータ線 ダストモニタ</td> <td rowspan="6">放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)</td> <td rowspan="6">・計数効率及び指示精度 が正常であること。 ・警報が正常に作動する こと。</td> <td rowspan="3">第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)</td> <td rowspan="3">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="3">第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-2</td> </tr> <tr> <td>β-3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)</td> <td rowspan="2">ベータ線 ダストモニタ</td> <td>β-1</td> <td rowspan="2">低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>β-4</td> </tr> </tbody> </table>				設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	ベータ線 ダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)	・計数効率及び指示精度 が正常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで	β-2	β-3	第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで	β-2	β-3	低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで	β-4																			
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間																																																																				
第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで																																																																				
		β-2																																																																						
		β-3																																																																						
第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)	ベータ線 ダストモニタ	β-1		第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで																																																																				
		β-2																																																																						
		β-3																																																																						
低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで																																																																					
		β-4																																																																						
設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間																																																																				
第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	ベータ線 ダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度 測定機能)	・計数効率及び指示精度 が正常であること。 ・警報が正常に作動する こと。	第二高放射性固 体廃棄物貯蔵施 設の管理区域解 除まで																																																																				
					β-2																																																																			
					β-3																																																																			
第二アスファ ルト固化体貯 蔵施設 (AS2)	ベータ線 ダストモニタ			β-1	第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで																																																																			
				β-2																																																																				
				β-3																																																																				
低放射性濃縮 廃液貯蔵施設 (LWSF)	ベータ線 ダストモニタ	β-1	低放射性濃縮廃 液貯蔵施設の管 理区域解除まで																																																																					
		β-4																																																																						

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (59/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (59/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	プルトニウムダストモニタ	Pu-1	・放射線管理施設	分離精製工場の管理区域解除まで	プルトニウムダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで		
		Pu-2								
		Pu-3								
		Pu-4								
		Pu-5								
		Pu-6								
		Pu-7								
分析所 (CB)	プルトニウムダストモニタ	Pu-1	・放射線管理施設	分析所の管理区域解除まで	プルトニウムダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	分析所の管理区域解除まで		
		Pu-2								
		Pu-3								
		Pu-4								
		Pu-5								
		Pu-6								
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	プルトニウムダストモニタ	Pu-1	・放射線管理施設	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウムダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで		
		Pu-2								
		Pu-3								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (60/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (60/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	プルトニウムダストモニタ	Pu-4	・放射線管理施設	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウムダストモニタ	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで		
		Pu-5								
		Pu-6								
		Pu-7								
		Pu-8								
		Pu-9								
		Pu-10								
		Pu-11								
		Pu-12								
		Pu-13								
		Pu-14								
		Pu-15								
		Pu-16								
		Pu-17								

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (61/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (61/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
主排気筒	排気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 計数効率試験 指示精度試験 警報作動試験 	放射線管理施設	排気元の建家の管理区域解除まで	主排気筒	排気モニタ	放射線管理施設 (排気中の放射性物質濃度測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度, 計数効率及び指示精度が所定の値であること。 警報が正常に作動すること。 	排気元の建家の管理区域解除まで		
第一付属排気筒	排気モニタ			分析所の管理区域解除まで	第一付属排気筒	排気モニタ				<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	分析所の管理区域解除まで
第二付属排気筒	排気モニタ			廃棄物処理場の管理区域解除まで	第二付属排気筒	排気モニタ					
分析所 (CB)	排気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率試験 指示精度試験 警報作動試験 	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	分析所 (CB)	局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	廃棄物処理場の管理区域解除まで				
廃棄物処理場 (AAF)			局所排気	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)			局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 感度, 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)			局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率試験 指示精度試験 警報作動試験 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 			放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)			局所排気		放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	局所排気		<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	
放出廃液油分除去施設 (C)	局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率試験 指示精度試験 警報作動試験 		放出廃液油分除去施設 (C)	局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (62/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (62/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
ウラン脱硝施設 (DN)	排気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率試験 指示精度試験 警報作動試験 	放射線管理施設	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	局所排気	放射線管理施設 (排気中の放射性物質濃度測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで		
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)				局所排気	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)			局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで
焼却施設 (IF)				局所排気	焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)			局所排気		
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)				局所排気	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)			局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (63/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (63/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	排気モニタ	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 計数効率試験 指示精度試験 警報作動試験 	放射線管理施設	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	局所排気	放射線管理施設 (排気中の放射性物質濃度測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度, 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで		
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)				局所排気	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)			局所排気	<ul style="list-style-type: none"> 計数効率及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (64/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (64/147)														
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間									
モニタリングステーション	ST-1	ガンマ線線量率計				モニタリングステーション	ST-1	ガンマ線線量率計											
モニタリングポスト	P1	ガンマ線線量率計	<ul style="list-style-type: none"> 感度試験 指示精度試験 警報作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 	全ての建家の管理区域解除まで	モニタリングポスト	P1	ガンマ線線量率計	放射線管理施設 (放射線測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 感度及び指示精度が正常であること。 警報が正常に作動すること。 	全ての建家の管理区域解除まで								
	P2																		
	P3																		
	P4																		
	P5																		
	P6																		
	P7																		
	P8																		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (65/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (65/147)														
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間									
排水モニタリング設備	No.1	アルファ放射線測定器	<ul style="list-style-type: none"> 作動試験 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理施設 	全ての建家の管理区域解除まで	排水モニタリング設備	No.1	アルファ放射線測定器	放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)	<ul style="list-style-type: none"> 設備が正常に作動すること。 	全ての建家の管理区域解除まで								
	No.2																		
	No.3																		
	No.4																		
	No.5																		
	No.1	ベータ放射線測定器					No.1	No.1				No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	No.1	
																			No.2
																			No.2
																			No.4
	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (66/147)						表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (66/147)												
	設備名称等						点検項目					要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
	緊急時対応設備	移動式発電機 (1000 kVA)					1号機	<ul style="list-style-type: none"> 周波数測定 電圧測定 				<ul style="list-style-type: none"> 事故対処 	系統除染が完了するまで	緊急時対応設備	移動式発電機 (1000 kVA)	1号機	事故対処 (移動式発電機からの電源供給機能)	<ul style="list-style-type: none"> 周波数及び電圧が正常であること。 	系統除染が完了するまで
2号機																			
接続端子盤		1 (分離精製工場, 高放射性廃液貯蔵場)	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗測定 	接続端子盤	1 (分離精製工場, 高放射性廃液貯蔵場)	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗が正常であること。 	接続端子盤		2 (ガラス固化技術開発施設)	緊急電源接続盤	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗が正常であること。 				緊急電源接続盤				
																2 (ガラス固化技術開発施設)			
緊急電源接続盤		分離精製工場	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗測定 	緊急電源接続盤	分離精製工場	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗が正常であること。 	緊急電源接続盤		高放射性廃液貯蔵場	緊急電源接続盤	<ul style="list-style-type: none"> 絶縁抵抗が正常であること。 				緊急電源接続盤				
																高放射性廃液貯蔵場			
																ガラス固化技術開発施設			

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (67/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (67/147)						
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間			
緊急時対応設備	重機 ホイールローダ 油圧ショベル	・外観 ・作動確認	・事故対処	系統除染が完了するまで	重機 タンクローリー (3,530 L)	事故対処 (アクセスルートの確保機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
								事故対処 (燃料運搬機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	
	水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m ³ /分 (0.85 MPa))	事故対処 (崩壊熱除去及び放出抑制のための水の供給機能)			外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。					
	水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m ³ /分 (0.85 MPa))									
	水槽付き消防ポンプ自動車 (2.8 m ³ /分 (0.85 MPa))									
	化学消防自動車 (2.8 m ³ /分 (0.85 MPa))	MCA 携帯型無線機 衛星電話 簡易無線機 トランシーバ			・外観 ・通信状態の確認	事故対処 (通信機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
	通信機材 (1式)									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (68/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (68/147)						
設備名称等	点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等	要求される機能	性能	維持すべき期間			
緊急時対応設備	中央制御室空気循環用機材 (1式) 空気循環装置 (28 m ³ /分) 可搬型入気装置 (9 m ³ /分) エアロック用グリーンハウス	・員数 ・外観 ・作動確認	・事故対処	系統除染が完了するまで	中央制御室空気循環用機材 (1式)	事故対処 (制御室の空気循環機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
								可搬型発電機 (554 kVA)	事故対処 (工程監視設備への電源供給機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
								予備循環ポンプ (152 m ³ /h)	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。
	排風機 (200 m ³ /h)	272K463			・外観 ・作動確認	事故対処 (水素掃気機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
		272K464								
	ブロワ (110 m ³ /h)	272K63			・外観 ・作動確認	事故対処 (水素掃気機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
		272K64								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (69/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (69/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
緊急時対応設備	可搬型発電機 (6.5 kVA)	・員数 ・外観 ・作動試験	・事故対処	系統除染が完了するまで	可搬型発電機 (6.5 kVA)	事故対処 (可搬式圧縮機への電源供給機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	
	可搬式圧縮機 (1.08 MPa)				可搬式圧縮機 (1.08 MPa)	事故対処 (水素掃気機能)			
	可搬式圧縮機 (0.93 MPa)				可搬式圧縮機 (0.93 MPa)	事故対処 (計装設備への圧空供給機能)			
	エンジン付きポンプ (1 m ³ /分)				エンジン付きポンプ (1 m ³ /分)	事故対処 (崩壊熱除去機能)			
	可搬型蒸気供給設備 (0.98 MPa)	ボイラ, 燃料タンク等			事故対処 (放射性物質の漏えい対処機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
	高線量対応防護服類 (1式)	タングステン製防護服 タングステンエプロン 鉛エプロン			事故対処 (事故対応要員の放射線防護機能)	員数及び外観に異常がないこと。			
	一次冷却水循環ポンプ (60 m ³ /h)	G83P32			事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (70/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (70/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
緊急時対応設備	二次冷却水循環ポンプ (195 m ³ /h)	G83P12	・事故対処	系統除染が完了するまで	二次冷却水循環ポンプ (195 m ³ /h)	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	
	可搬型ブロワ (0.2 m ³ /分)	可搬型ブロワ (0.2 m ³ /分)			事故対処 (水素掃気機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
	可搬式圧縮機 (0.8 MPa)	可搬式圧縮機 (0.8 MPa)			事故対処 (水素掃気機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			
	可搬型発電機 (3.0 kVA)	可搬型発電機 (3.0 kVA)			事故対処 (電源供給機能)				
	可搬型発電機 (6.5 kVA)	可搬型発電機 (6.5 kVA)							
	TVF 制御室空気循環用機材 (1式)	給気ユニット (5 m ³ /分) 空気循環装置 (188.3 m ³ /分)			事故対処 (制御室の空気循環機能)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。			

変更前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (71/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (71/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	溶解槽	242PP*10.2, 242PP*11.2, 242PP*12.2: 9.98 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	溶解槽	圧力上限緊急操作装置 [I]	242PP*10.2, 242PP*11.2, 242PP*12.2	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が 9.98 kPaGauge 以下で作動すること。
		242PP*10.3, 242PP*11.3, 242PP*12.3: 19.6 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。							
	溶解槽溶液受槽	密度制御操作装置 243DR0*10: 密度制限値 1.4 g/cm ³ 以下 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・核燃料物質の臨界防止		溶解槽溶液受槽	密度制御操作装置	243DR0*10	核燃料物質の臨界防止機能	密度制御操作装置が密度制限値 1.4 g/cm ³ 以下で作動すること。
	第1ストリップ調整槽	201T0*A*19.3, 201T0*A*19.4: 温度制限値 74 °C 以下 警報又は表示のテストスイッチにより, 警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・火災等による損傷の防止		第1ストリップ調整槽	温度上限操作上限警報装置	201T0*A*19.3, 201T0*A*19.4	火災等による損傷の防止機能	温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C 以下で作動すること。

変更前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (72/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (72/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作上限警報装置	201C0*A*19.2, 201C0*A*19.3 : 2.670 S/m 以下 (0.045 mol/l 以下)	核燃料物質の臨界防止	分離精製工場 (MP)	第1ストリップ調整槽	電導度上限操作上限警報装置	201C0*A*19.2, 201C0*A*19.3	核燃料物質の臨界防止機能	電導度上限操作上限警報装置が 2.670 S/m 以下 (0.045 mol/L 以下) で作動すること。	系統除染が完了するまで
	温水器 (282H50)	温度上限操作上限警報装置	282T0*A*50.2, 282T0*A*50.3 : 温度制限値 74 °C 以下			火災等による損傷の防止	温水器 (282H50)	温度上限操作上限警報装置	282T0*A*50.2, 282T0*A*50.3	火災等による損傷の防止機能	
	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	201C1R0*20 : 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/l 以上)	核燃料物質の臨界防止		第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	201C1R0*20	核燃料物質の臨界防止機能	電導度下限操作装置が 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/L 以上) で作動すること。	
	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	201C1R0*21 : 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/l 以上)			第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	201C1R0*21		電導度下限操作装置が 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/L 以上) で作動すること。	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (73/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (73/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	第1スクラブ調整槽	密度下限操作装置	201DIRO ¹³ : 5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/l 以上)	核燃料物質の臨界防止	第1スクラブ調整槽	密度下限操作装置	201DIRO ¹³	核燃料物質の臨界防止機能	密度下限操作装置が 5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上) で作動すること。	系統除染が完了するまで
		電導度下限操作装置	201CIRO ¹⁶ : 31.616 S/m 以上 (0.9 mol/l 以上)						電導度下限操作装置が 31.616 S/m 以上 (0.9 mol/L 以上) で作動すること。	
	抽出器	流量低下緊急操作装置	252FIP ^{11.1} , 252FIP ^{11.2} : 58 l/h 以上	安全保護回路	抽出器	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	252FIP ^{11.1} , 252FIP ^{11.2}	流量低下緊急操作装置が 58 L/h 以上で作動すること。	
			253FIP ^{10.1} , 253FIP ^{10.2} : 2.32 l/h 以上					253FIP ^{10.1} , 253FIP ^{10.2}	流量低下緊急操作装置が 2.32 L/h 以上で作動すること。	
			253FIP ^{10.3} , 253FIP ^{10.4} : 295.6 l/h 以上					253FIP ^{10.3} , 253FIP ^{10.4}	流量低下緊急操作装置が 295.6 L/h 以上で作動すること。	
			255FIP ^{14.1} , 255FIP ^{14.2} : 38.38 l/h 以上					255FIP ^{14.1} , 255FIP ^{14.2}	流量低下緊急操作装置が 38.38 L/h 以上で作動すること。	
		255FIP ^{15.5} : 106.4 l/h 以上			255FIP ^{15.5}	流量低下緊急操作装置が 106.4 L/h 以上で作動すること。				
		255FIP ^{16.1} , 255FIP ^{16.2} : 452 l/h 以上			255FIP ^{16.1} , 255FIP ^{16.2}	流量低下緊急操作装置 452 L/h 以上で作動すること。				

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (74/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (74/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	抽出器	261FIP ^{13.1} : <u>67.28 ℓ/h 以上</u>	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	抽出器	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が <u>67.28 L/h 以上で作動すること。</u>	系統除染が完了するまで
		261FIP ^{13.3} : <u>4.6 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>4.6 L/h 以上で作動すること。</u>	
		261FIP ^{15.1} , 261FIP ^{15.2} : <u>420.6 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>420.6 L/h 以上で作動すること。</u>	
		265FP ^{20.1} : <u>15.72 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>15.72 L/h 以上で作動すること。</u>	
		265FP ^{22.3-1} : <u>8.53 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>8.53 L/h 以上で作動すること。</u>	
		265FP ^{22.3-2} : <u>10.58 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>10.58 L/h 以上で作動すること。</u>	
		265FP ^{22.3-3} : <u>11.91 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>11.91 L/h 以上で作動すること。</u>	
		254FP ^{18.2} : <u>295.6 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>295.6 L/h 以上で作動すること。</u>	
		256FP ^{18.2} : <u>333.25 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>333.25 L/h 以上で作動すること。</u>	
		256FP ^{18.4} : <u>9.80 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>9.80 L/h 以上で作動すること。</u>	
		256FP ^{18.6} : <u>36.6 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>36.6 L/h 以上で作動すること。</u>	
		256FP ^{18.8} : <u>8.83 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>8.83 L/h 以上で作動すること。</u>	
		262FP ^{14.3} : <u>368.25 ℓ/h 以上</u>						流量低下緊急操作装置が <u>368.25 L/h 以上で作動すること。</u>	
								警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (75/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (75/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	抽出器	254FA*18.2 : 381 l/h 以下	核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	抽出器	溶媒流量上限警報装置	254FA*18.2 254FA*18.6 256FA*18.13 256FA*18.2	核燃料物質の臨界防止機能	溶媒流量上限警報装置が 381 L/h 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		254FA*18.6 : 380.65 l/h 以下							溶媒流量上限警報装置が 380.65 L/h 以下で作動すること。	
		256FA*18.13 : 450.86 l/h 以下							溶媒流量上限警報装置が 450.86 L/h 以下で作動すること。	
		256FA*18.2 : 451.25 l/h 以下							溶媒流量上限警報装置が 451.25 L/h 以下で作動すること。	
	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
	プルトニウム溶液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	266PP*20.3 : 19.37 kPaGauge 以下		安全保護回路	プルトニウム溶液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	266PP*20.3	安全保護回路	
温度上限緊急操作装置		266TRP*20.4 : 123.6 °C 以下	温度上限緊急操作装置	266TRP*20.4			温度上限緊急操作装置が 123.6 °C 以下で作動すること。			
蒸発缶加熱蒸気温度警報装置		266TRA*20.1 : 温度制限値 135 °C 以下	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	266TRA*20.1			火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が 温度制限値 135 °C 以下で作動すること。		
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		火災等による損傷の防止								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (76/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (76/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	プルトニウム溶液蒸発缶	加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置	266αRP*20 : 5200 cpm 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	プルトニウム溶液蒸発缶	加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置		266αRP*20	閉じ込めの機能	加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置が5200 cpm 以下で作動すること。
		密度上限警報装置	266DA*20.2 : 8.025 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・火災等による損傷の防止			密度上限警報装置		266DA*20.2	火災等による損傷の防止機能	密度上限警報装置が8.025 kPaGauge 以下で作動すること。
	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	液面上限緊急操作装置 [I]	263LP*12.2 : 3.262 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・安全保護回路		系統除染が完了するまで	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	液面上限緊急操作装置 [I]	263LP*12.2	安全保護回路	液面上限緊急操作装置が3.262 kPaGauge 以下で作動すること。
		液面上限緊急操作装置 [II]	263LP*12.3 : 6.379 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					液面上限緊急操作装置 [II]	263LP*12.3	安全保護回路	液面上限緊急操作装置が6.379 kPaGauge 以下で作動すること。
		蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	263TA*11 : 温度制限値 135 °C 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					・火災等による損傷の防止	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	263TA*11	火災等による損傷の防止機能
	表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (77/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (77/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度上限緊急操作装置	263TIRP*12.1 : 118.6 °C 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度上限緊急操作装置	263TIRP*12.1	安全保護回路		温度上限緊急操作装置が118.6 °C 以下で作動すること。
		圧力上限操作上限警報装置	263PO*A*11.2 : 200.0 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・火災等による損傷の防止			圧力上限操作上限警報装置	263PO*A*11.2	火災等による損傷の防止機能		圧力上限操作上限警報装置が200.0 kPaGauge 以下で作動すること。
ウラン脱硝施設 (DN)	UNH受槽	ウラン濃縮度記録上限操作装置	263URO*30 : ウラン濃縮度制限値 1.6 % 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	ウラン脱硝施設 (DN)	ウラン濃縮度記録上限操作装置	263URO*30	核燃料物質の臨界防止機能	ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値 1.6 % 以下で作動すること。	
		密度指示上限操作装置	263DIO*30, 263DIO*31 : 密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				密度指示上限操作装置	263DIO*30, 263DIO*31		密度指示上限操作装置が密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で作動すること。	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (78/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (78/147)							
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
ウラン脱硝施設 (DN)	溶解液受槽	密度指示上限操作装置	264DIO*76.1 ; 密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下	・核燃料物質の臨界防止	系統除染が完了するまで	溶解液受槽	密度指示上限操作装置	264DIO*76.1	核燃料物質の臨界防止機能	密度指示上限操作装置が密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							温度下限緊急操作装置が温度制限値 100 ℃以上で作動すること。		
	脱硝塔	温度下限緊急操作装置	264TP*42.10, 264TP*43.10 ; 温度制限値 100 ℃以上	・安全保護回路		264TP*42.10, 264TP*43.10	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が50.01 kPaGauge 以下で作動すること。				
264PP*42.2.2, 264PP*43.2.2 ; 50.01 kPaGauge 以下			264PP*42.2.2, 264PP*43.2.2		圧力上限緊急操作装置が50.01 kPaGauge 以下で作動すること。							
分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	273TIA*30.3 ; 温度制限値 135 ℃以下	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	273TIA*30.3	火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 ℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (79/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (79/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	缶内圧力上限緊急操作装置	273PP*30.1: 0.074 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	缶内圧力上限緊急操作装置	273PP*30.1	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	缶内圧力上限緊急操作装置が 0.074 kPaGauge 以下で作動すること。
		圧力上限緊急操作装置 [I]	271PP*20.3: 9.98 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・安全保護回路							
	圧力上限緊急操作装置 [II]	271PP*20.4: 19.97 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能			圧力上限緊急操作装置 [II]	271PP*20.4	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が 19.97 kPaGauge 以下で作動すること。		
	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	271TA*20.4: 温度制限値 135 °C 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		・火災等による損傷の防止		蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	271TA*20.4	火災等による損傷の防止機能	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が 温度制限値 135 °C 以下で作動すること。		
	高放射性廃液蒸発缶	圧力上昇警報装置	271PRW*20.2: 0.15 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能		高放射性廃液蒸発缶	圧力上昇警報装置	271PRW*20.2	閉じ込めの機能		圧力上昇警報装置が 0.15 kPaGauge 以下で作動すること。

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (80/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (80/147)							
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	圧力上限操作 上限警報装置	271PO*A*20.6 : 200 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・火災等による 損傷の防止	分離精製工場 (MP)	高放射性 廃液蒸発 缶	圧力上限 操作上限 警報装置	271PO*A*20.6	火災等による損 傷の防止機能	圧力上限操作上限警報装置が 200 kPaGauge 以下で作動する こと。	系統除染が完了 するまで
		温度上限操作 上限警報装置	271TO*A*20.7 : 118.7 °C以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				温度上限 操作上限 警報装置	271TO*A*20.7		温度上限操作上限警報装置が 118.7 °C以下で作動するこ と。	
		液位下限警報 装置	271LA*20.2 : 1.096 kPaGauge 以上 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				液位下限 警報装置	271LA*20.2		液位下限警報装置が 1.096 kPaGauge 以上で作動す ること。	
		γ線上限警報 装置	271γRA*22 : 0.51 mSv/h 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				γ線上限 警報装置	271γRA*22		γ線上限警報装置が 0.51 mSv/h 以下で作動するこ と。	
		流量上昇警報 装置	271FIW*10.1, 271FIW*10.2 : 66.6 l/h 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	流量上昇 警報装置			271FIW*10.1, 271FIW*10.2	火災等による損 傷の防止機能	流量上昇警報装置が 66.6 L/h 以下で作動すること。		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (81/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (81/147)							
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液貯槽	温度上昇警報 装置	272TRA*12.1-1, 272TRA*12.1-2, 272TRA*12.1-3, 272TRA*12.1-4, 272TRA*14.1-1, 272TRA*14.1-2, 272TRA*14.1-3, 272TRA*14.1-4, 272TRA*16.1-1, 272TRA*16.1-2, 272TRA*16.1-3, 272TRA*16.1-4, 272TRA*18.1-1, 272TRA*18.1-2, 272TRA*18.1-3, 272TRA*18.1-4 : 68.7 °C以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機 能	分離精製工場 (MP)	高放射性 廃液貯槽	温度上昇 警報装置	272TRA*12.1-1, 272TRA*12.1-2, 272TRA*12.1-3, 272TRA*12.1-4, 272TRA*14.1-1, 272TRA*14.1-2, 272TRA*14.1-3, 272TRA*14.1-4, 272TRA*16.1-1, 272TRA*16.1-2, 272TRA*16.1-3, 272TRA*16.1-4, 272TRA*18.1-1, 272TRA*18.1-2, 272TRA*18.1-3, 272TRA*18.1-4	閉じ込めの機能	温度上限操 作上限警報 装置が 68.7 °C以下 で作動する こと。	系統除染が完了 するまで
		槽内圧力上昇 警報装置	272PA*12.2, 272PA*14.2, 272PA*16.2, 272PA*18.2 : 0.54 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				槽内圧力 上昇警報 装置	272PA*12.2, 272PA*14.2, 272PA*16.2, 272PA*18.2		閉じ込めの機能	

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (82/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (82/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	高放射性廃 液貯槽	温度上昇警報 装置	272TRA*31. 1, 272TRA*32. 1, 272TRA*33. 1, 272TRA*34. 1, 272TRA*35. 1, 272TRA*36. 1 : 68.4℃以下	・閉じ込めの機 能	系統除染が完了 するまで	高放射 性廃液 貯槽	温度上昇 警報装置	272TRA*31. 1, 272TRA*32. 1, 272TRA*33. 1, 272TRA*34. 1, 272TRA*35. 1, 272TRA*36. 1	閉じ込めの機能	温度上昇警報装 置が 68.4℃以 下で作動するこ と。	系統除染が完了 するまで
		温度上昇警報 装置	272TRA*31. 2-1, 272TRA*31. 2-2, 272TRA*31. 2-3, 272TRA*31. 2-4, 272TRA*32. 2-1, 272TRA*32. 2-2, 272TRA*32. 2-3, 272TRA*32. 2-4, 272TRA*33. 2-1, 272TRA*33. 2-2, 272TRA*33. 2-3, 272TRA*33. 2-4, 272TRA*34. 2-1, 272TRA*34. 2-2, 272TRA*34. 2-3, 272TRA*34. 2-4, 272TRA*35. 2-1, 272TRA*35. 2-2, 272TRA*35. 2-3, 272TRA*35. 2-4, 272TRA*36. 2-1, 272TRA*36. 2-2, 272TRA*36. 2-3, 272TRA*36. 2-4 : 64.4℃以下	・閉じ込めの機 能				272TRA*31. 2-1, 272TRA*31. 2-2, 272TRA*31. 2-3, 272TRA*31. 2-4, 272TRA*32. 2-1, 272TRA*32. 2-2, 272TRA*32. 2-3, 272TRA*32. 2-4, 272TRA*33. 2-1, 272TRA*33. 2-2, 272TRA*33. 2-3, 272TRA*33. 2-4, 272TRA*34. 2-1, 272TRA*34. 2-2, 272TRA*34. 2-3, 272TRA*34. 2-4, 272TRA*35. 2-1, 272TRA*35. 2-2, 272TRA*35. 2-3, 272TRA*35. 2-4, 272TRA*36. 2-1, 272TRA*36. 2-2, 272TRA*36. 2-3, 272TRA*36. 2-4	閉じ込めの機能	温度上昇警報装 置が 64.4℃以 下で作動するこ と。	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (83/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (83/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	高放射性廃 液貯槽	温度上昇警報 装置	272TRA*31. 3-1, 272TRA*31. 3-2, 272TRA*31. 3-3, 272TRA*31. 3-4, 272TRA*31. 3-5, 272TRA*32. 3-1, 272TRA*32. 3-2, 272TRA*32. 3-3, 272TRA*32. 3-4, 272TRA*32. 3-5, 272TRA*33. 3-1, 272TRA*33. 3-2, 272TRA*33. 3-3, 272TRA*33. 3-4, 272TRA*33. 3-5, 272TRA*34. 3-1, 272TRA*34. 3-2, 272TRA*34. 3-3, 272TRA*34. 3-4, 272TRA*34. 3-5, 272TRA*35. 3-1, 272TRA*35. 3-2, 272TRA*35. 3-3, 272TRA*35. 3-4, 272TRA*35. 3-5, 272TRA*36. 3-1, 272TRA*36. 3-2, 272TRA*36. 3-3, 272TRA*36. 3-4, 272TRA*36. 3-5 : 65.4℃以下	・閉じ込めの機 能	系統除染が完了 するまで	高放射 性廃液 貯槽	温度上昇 警報装置	272TRA*31. 3-1, 272TRA*31. 3-2, 272TRA*31. 3-3, 272TRA*31. 3-4, 272TRA*31. 3-5, 272TRA*32. 3-1, 272TRA*32. 3-2, 272TRA*32. 3-3, 272TRA*32. 3-4, 272TRA*32. 3-5, 272TRA*33. 3-1, 272TRA*33. 3-2, 272TRA*33. 3-3, 272TRA*33. 3-4, 272TRA*33. 3-5, 272TRA*34. 3-1, 272TRA*34. 3-2, 272TRA*34. 3-3, 272TRA*34. 3-4, 272TRA*34. 3-5, 272TRA*35. 3-1, 272TRA*35. 3-2, 272TRA*35. 3-3, 272TRA*35. 3-4, 272TRA*35. 3-5, 272TRA*36. 3-1, 272TRA*36. 3-2, 272TRA*36. 3-3, 272TRA*36. 3-4, 272TRA*36. 3-5	閉じ込めの機能	温度上昇警報 装置が 65.4℃ 以下で作動す ること。	系統除染が完了 するまで

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (84/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (84/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	高放射性廃 液貯槽	温度上昇警 報装置	警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・閉じ込めの機 能	系統除染が完了 するまで	高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	高放射 性廃液 貯槽	槽内圧力 上昇警報 装置	272PA*31.2, 272PA*32.2, 272PA*33.2, 272PA*34.2, 272PA*35.2, 272PA*36.2	閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が 0.529 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了 するまで
		槽内圧力上 昇警報装置	272PA*31.2, 272PA*32.2, 272PA*33.2, 272PA*34.2, 272PA*35.2, 272PA*36.2 : 0.529 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・閉じ込めの機 能								
分離精製 工場 (MP)	プルトニウ ム製品貯槽	液位上昇警 報装置	267LA*10.2, 267LA*11.2, 267LA*12.2, 267LA*13, 267LA*14, 267LA*15, 267LA*16 : 0.800 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・核燃料物質の 臨界防止	系統除染が完了 するまで	分離精 製工場 (MP)	プルト ニウム 製品貯 槽	液位上昇 警報装置	267LA*10.2, 267LA*11.2, 267LA*12.2, 267LA*13, 267LA*14, 267LA*15, 267LA*16	核燃料物質の臨 界防止機能	液位上昇警報装置が 0.800 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了 するまで
		グローブ ボックス (267X65)	267L0*A*65 : 30 mm 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・その他 (漏えい検知機 能)								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (85/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (85/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃棄物処 理場 (AAF)	低放射性廃 液第1蒸発 缶	圧力上限緊急 操作装置	321PP*12.1, 321PIP*12 : 200 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・火災等による 損傷の防止	系統除染が完了 するまで	廃棄物処 理場 (AAF)	低放射 性廃液 第1蒸 発缶	圧力上限 緊急操 作装 置	321PP*12.1, 321PIP*12	火災等による損 傷の防止機能	圧力上限緊急操作装置が 200 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了 するまで
			322PP*12.1, 322PIP*12 : 162 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・火災等による 損傷の防止								
第二低放 射性廃液 蒸発処理 施設 (E)	低放射性廃 液第2蒸発 缶	圧力上限緊急 操作装置	326PP*10.3 : 158.7 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・火災等による 損傷の防止	系統除染が完了 するまで	第二低放 射性廃液 蒸発処 理施設 (E)	低放射 性廃液 第2蒸 発缶	圧力上限 緊急操 作装 置	322PP*12.1, 322PIP*12	火災等による損 傷の防止機能	圧力上限緊急操作装置が 162 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了 するまで
			326PP*10.4 : 168.6 kPaGauge 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・火災等による 損傷の防止								
第三低放 射性廃液 蒸発処理 施設 (Z)	低放射性廃 液第3蒸発 缶	圧力上限緊急 操作装置	282γ RP*60.1, 282γ RP*60.2 : 3120 cpm 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・閉じ込めの機 能	系統除染が完了 するまで	第三低放 射性廃液 蒸発処 理施設 (Z)	低放射 性廃液 第3蒸 発缶	圧力上限 緊急操 作装 置	326PP*10.3 326PP*10.4	火災等による損 傷の防止機能	圧力上限緊急操作装置が 158.7 kPaGauge 以下で作動すること。 圧力上限緊急操作装置が 168.6 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了 するまで
			282γ RP*60.1, 282γ RP*60.2 : 3120 cpm 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・閉じ込めの機 能								
分離精製 工場 (MP)	蒸気凝縮 水系	放射性物質検 知装置	282γ RP*60.1, 282γ RP*60.2 : 3120 cpm 以下 警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。	・閉じ込めの機 能	系統除染が完了 するまで	分離精製工 場 (MP)	蒸気凝 縮水 系	放射性物 質検知 装置	282γ RP*60.1, 282γ RP*60.2	閉じ込めの機能	放射性物質検知装置が 3120 cpm 以下で作動すること。	系統除染が完了 するまで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (86/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (86/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽	槽内圧力上昇警報装置	246PRW*42 : 1050 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	廃ガス貯槽	槽内圧力上昇警報装置	246PRW*42	閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が 1050 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。								槽内圧力上昇警報装置が 1050 kPaGauge 以下で作動すること。	
分析所 (CB)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	107dPIA*107.6 : -1.031 ~ -0.931 kPaGauge	・閉じ込めの機能	分析所の管理区域解除まで	分析所 (CB)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	107dPIA*107.6	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-1.031~-0.931 kPaGauge 以内で作動すること。	分析所の管理区域解除まで
			107dPIA*107.7 : -1.521 ~ -1.421 kPaGauge						107dPIA*107.7		負圧警報装置が-1.521~-1.421 kPaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	207dPIA*207.7 : -1.040 ~ -0.940 kPaGauge	・閉じ込めの機能	分離精製工場の管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	207dPIA*207.7	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-1.040~-0.940 kPaGauge 以内で作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
			207dPIA*207.8 : -1.250 ~ -1.150 kPaGauge						207dPIA*207.8		負圧警報装置が-1.250~-1.150 kPaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	負圧警報装置	532PIA*142 : -0.280 ~ -0.160 kPaGauge	・閉じ込めの機能	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	負圧警報装置	532PIA*142	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.280~-0.160 kPaGauge 以内で作動すること。	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (87/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (87/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル換気系	307dPIA*307.6 : -0.835 ~ -0.735 kPaGauge	・閉じ込めの機能	廃棄物処理場の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	307dPIA*307.6	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.835~-0.735 kPaGauge 以内で作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで
		307dPIA*307.7 : -1.227 ~ -1.127 kPaGauge						307dPIA*307.7		負圧警報装置が-1.227~-1.127kPaGauge 以内で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル換気系	322dPA*322. RI : -0.162 ~ -0.134 kPaGauge	・閉じ込めの機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	322dPA*322. RI	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.162~-0.134 kPaGauge 以内で作動すること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
		322dPA*322. A4 : -0.064 ~ -0.036 kPaGauge						322dPA*322. A4		負圧警報装置が-0.064~-0.036 kPaGauge 以内で作動すること。	
		322dPA*322. 5 : 0.460 ~ 0.520 kPaGauge						322dPA*322. 5		負圧警報装置が 0.460~ 0.520 kPaGauge 以内で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル換気系	327dPA*108. 1 : -0.113 ~ -0.085 kPaGauge	・閉じ込めの機能	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	327dPA*108. 1	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.113~-0.085 kPaGauge 以内で作動すること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
		327dPA*120. 1 : -0.157 ~ -0.139 kPaGauge						327dPA*120. 1		負圧警報装置が-0.157~-0.139 kPaGauge 以内で作動すること。	
		327dPA*202. 1 : -0.044 ~ -0.016 kPaGauge						327dPA*202. 1		負圧警報装置が-0.044~-0.016 kPaGauge 以内で作動すること。	
		327dPA*301. 1 : 0.384 ~ 0.402 kPaGauge						327dPA*301. 1		負圧警報装置が 0.384~ 0.402 kPaGauge 以内で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (88/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (88/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二スラッシュ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル換気系	332dPA^003.2 : -0.118 ~ -0.080 kPaGauge	・閉じ込めの機能	第二スラッシュ貯蔵場の管理区域解除まで	第二スラッシュ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	332dPA^003.2	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.118~-0.080 kPaGauge 以内で作動すること。	第二スラッシュ貯蔵場の管理区域解除まで
		332dPA^101.2 : -0.069 ~ -0.031 kPaGauge						332dPA^101.2		負圧警報装置が-0.069~-0.031 kPaGauge 以内で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	333dPA^023.2 : -0.167 ~ -0.129 kPaGauge	・閉じ込めの機能	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	333dPA^023.2	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.167~-0.129 kPaGauge 以内で作動すること。	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで
		333dPA^300.2 : 0.080 ~ 0.118 kPaGauge						333dPA^300.2		負圧警報装置が 0.080~ 0.118 kPaGauge 以内で作動すること。	
		333dPA^310.2 : 0.932 ~ 1.030 kPaGauge						333dPA^310.2		負圧警報装置が 0.932~ 1.030 kPaGauge 以内で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	350dPA^301 : 0.575 ~ 0.603 kPaGauge	・閉じ込めの機能	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	負圧警報装置	350dPA^301	閉じ込めの機能	負圧警報装置が 0.575~0.603 kPaGauge 以内で作動すること。	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	264dPIA^921, 264dPIA^923 : -1.224~-1.130 kPaGauge	・閉じ込めの機能	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	負圧警報装置	264dPIA^921, 264dPIA^923	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-1.224~-1.130 kPaGauge 以内で作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (89/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (89/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	建家及びセ ル換気系	負圧警報装置	272dPA*103.3 : -0.432 ~ -0.354 kPaGauge	・閉じ込めの機 能	高放射性廃液貯 蔵場の管理区域 解除まで	高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	建家及 びセル 換気系	負圧警報 装置	272dPA*103.3	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.432~-0.354 kPaGauge 以内で作動すること。	高放射性廃液貯 蔵場の管理区域 解除まで
			272dPA*105.3 : -0.226 ~ -0.168 kPaGauge						272dPA*105.3		負圧警報装置が-0.226~-0.168 kPaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。									
焼却施設 (IF)	建家換気系	負圧警報装置	342dPA*710.2 : 0.549 ~ 0.627 kPaGauge	・閉じ込めの機 能	焼却施設の管理 区域解除まで	焼却施設 (IF)	建家換 気系	負圧警報 装置	342dPA*710.2	閉じ込めの機能	負圧警報装置が 0.549 ~ 0.627 kPaGauge 以内で作動すること。	焼却施設の管理 区域解除まで
			342dPA*710.2 : 0.354 ~ 0.432 kPaGauge						342dPA*710.2		負圧警報装置が 0.354 ~ 0.432 kPaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。									
アスファ ルト固化 体貯蔵施 設 (AS1)	建家及びセ ル換気系	負圧警報装置	537dPA*45.2 : 0.549 ~ 0.627 kPaGauge	・閉じ込めの機 能	アスファルト固 化体貯蔵施設の 管理区域解除ま で	アスファ ルト固化 体貯蔵施 設 (AS1)	建家及 びセル 換気系	負圧警報 装置	537dPA*45.2	閉じ込めの機能	負圧警報装置が 0.549 ~ 0.627 kPaGauge 以内で作動すること。	アスファルト固 化体貯蔵施設の 管理区域解除ま で
			537dPA*47.2 : 0.931 ~ 1.029 kPaGauge						537dPA*47.2		負圧警報装置が 0.931 ~ 1.029 kPaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。									
第二アス ファルト 固化体貯 蔵施設 (AS2)	建家及びセ ル換気系	負圧警報装置	538dPA*07.2 : 1.127 ~ 1.225 kPaGauge	・閉じ込めの機 能	第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで	第二アス ファルト 固化体貯 蔵施設 (AS2)	建家及 びセル 換気系	負圧警報 装置	538dPA*07.2	閉じ込めの機能	負圧警報装置が 1.127 ~ 1.225 kPaGauge 以内で作動すること。	第二アスファ ルト固化体貯蔵 施設の管理区域 解除まで
			538dPA*07.3 : 0.491 ~ 0.589 kPaGauge						538dPA*07.3		負圧警報装置が 0.491 ~ 0.589 kPaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチによ り、警報が発報、点滅又は点灯するこ と。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (90/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (90/147)								
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	533dPA ⁷⁰⁶ , 533dPA ⁷⁰⁹ : -0.226~-0.168 kPaGauge	・閉じ込めの機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	533dPA ⁷⁰⁶ , 533dPA ⁷⁰⁹	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.226~-0.168 kPaGauge 以内で作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
アスファルト固化処理施設 (ASP)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	A07dPA ^{07.2} : 0.930 ~ 1.030 kPaGauge	・閉じ込めの機能	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	アスファルト固化処理施設 (ASP)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	A07dPA ^{07.2}	閉じ込めの機能	負圧警報装置が 0.930 ~ 1.030 kPaGauge 以内で作動すること。	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで
			A07dPA ^{316.2} : -22.9~-17.1 PaGauge						A07dPA ^{316.2}		負圧警報装置が-22.9~-17.1 PaGauge 以内で作動すること。	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	328dPA ^{004.2} , 328dPA ^{120.2} : -0.196~-0.138 kPaGauge	・閉じ込めの機能	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	328dPA ^{004.2} , 328dPA ^{120.2}	閉じ込めの機能	負圧警報装置が-0.196~-0.138 kPaGauge 以内で作動すること。	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (91/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (91/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	G07dPA*07.1 : 2.581 ~ 2.713 kPaGauge	・閉じ込めの機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	G07dPA*07.1	閉じ込めの機能	負圧警報装置が 2.581 ~ 2.713 kPaGauge 以内で作動すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
			G07dPA*07.2 : 0.560 ~ 0.618 kPaGauge						G07dPA*07.2		負圧警報装置が 0.560 ~ 0.618 kPaGauge 以内で作動すること。	
			G07dPA*003.2, G07dPA*004.2, G07dPA*005.2, G07dPA*006.2, G07dPA*007.2, G07dPA*101.2, G07dPA*102.2, G07dPA*103.2 : -0.275 ~ -0.217 kPaGauge						G07dPA*003.2, G07dPA*004.2, G07dPA*005.2, G07dPA*006.2, G07dPA*007.2, G07dPA*101.2, G07dPA*102.2, G07dPA*103.2		負圧警報装置が -0.275 ~ -0.217 kPaGauge 以内で作動すること。	
			G07dPA*018.2, G07dPA*028.2, G07dPA*122.2, G07dPA*221.2, G07dPA*311.2 : -62.8 ~ -55.0 PaGauge						G07dPA*018.2, G07dPA*028.2, G07dPA*122.2, G07dPA*221.2, G07dPA*311.2		負圧警報装置が -62.8 ~ -55.0 PaGauge 以内で作動すること。	
			G07dPA*116.2, G07dPA*211.2 : -72.6 ~ -64.8 PaGauge						G07dPA*116.2, G07dPA*211.2		負圧警報装置が -72.6 ~ -64.8 PaGauge 以内で作動すること。	
			G07dPA*144.2, G07dPA*240.3 : -0.128 ~ -0.070 kPaGauge						G07dPA*144.2, G07dPA*240.3		負圧警報装置が -0.128 ~ -0.070 kPaGauge 以内で作動すること。	
			G07dPA*240.2 : -21.6 ~ -17.8 PaGauge						G07dPA*240.2		負圧警報装置が -21.6 ~ -17.8 PaGauge 以内で作動すること。	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (92/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (92/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	P07dPRCA*051-1, P07dPRCA*055-1 : (上限) -170.0 ~ -130.0 PaGauge (下限) -410.0 ~ -370.0 PaGauge	・閉じ込めの機能	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	閉じ込めの機能	負圧警報装置 (上限) が -170.0 ~ -130.0 PaGauge 以内、負圧警報装置 (下限) が -410.0 ~ -370.0 PaGauge 以内で作動すること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
			P07dPICA*025-1, P07dPICA*027-1, P07dPICA*126-1, P07dPICA*128-1, P07dPICA*227-1, P07dPICA*230-1 : (上限) -30.0 ~ 0.0 PaGauge (下限) -78.0 ~ -38.0 PaGauge							P07dPICA*025-1, P07dPICA*027-1, P07dPICA*126-1, P07dPICA*128-1, P07dPICA*227-1, P07dPICA*230-1		負圧警報装置 (上限) が -30.0 ~ 0.0 PaGauge 以内、負圧警報装置 (下限) が -78.0 ~ -38.0 PaGauge 以内で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (93/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (93/147)									
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間				
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	K07dPA^002. 2, K07dPA^003A. 2, K07dPA^003B. 2, K07dPA^003C. 2, K07dPA^004. 2, K07dPA^008B. 2, K07dPA^052A. 2, K07dPA^052B. 2, K07dPA^102. 2, K07dPA^105. 2, K07dPA^150. 2, K07dPA^301 : -0.078~-0.060 kPaGauge	・閉じ込めの機能	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	建家及びセル換気系	負圧警報装置	閉じ込めの機能	K07dPA^002. 2, K07dPA^003A. 2, K07dPA^003B. 2, K07dPA^003C. 2, K07dPA^004. 2, K07dPA^008B. 2, K07dPA^052A. 2, K07dPA^052B. 2, K07dPA^102. 2, K07dPA^105. 2, K07dPA^150. 2, K07dPA^301	負圧警報装置が-0.078~-0.060 kPaGauge 以内で作動すること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	
			K07dPA^207. 2 : -32.4~-26.6 PaGauge							K07dPA^207. 2			負圧警報装置が-32.4~-26.6 PaGauge 以内で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。										
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (94/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (94/147)									
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間				
分析所 (CB)	セル等	温度警報装置	107FDT144 : 72.2 °C以下	・火災等による損傷の防止	分析所 (CB)	セル等	温度警報装置	107FDT144	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.2 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		
		漏洩検知装置	108LW^027 : 1.673 kPaGauge 以下							・閉じ込めの機能		系統除染が完了するまで	漏洩検知装置が 1.673 kPaGauge 以下で作動すること。
			108LW^214, 108LW^404 : 0.832 kPaGauge 以下										108LW^214, 108LW^404
検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。											
分離精製工場 (MP)	セル等	温度警報装置	230FDT131. 1, 230FDT131. 2, 230FDT131. 3, 230FDT131. 4, 230FDT131. 5, 230FDT131. 6, 230FDT333. 1, 230FDT333. 2, 230FDT334. 1, 230FDT334. 2, 230FDT334. 3 : 73.6 °C以下	・火災等による損傷の防止	分離精製工場 (MP)	セル等	温度警報装置	230FDT131. 1, 230FDT131. 2, 230FDT131. 3, 230FDT131. 4, 230FDT131. 5, 230FDT131. 6, 230FDT333. 1, 230FDT333. 2, 230FDT334. 1, 230FDT334. 2, 230FDT334. 3	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 73.6 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで		

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (95/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (95/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	セル等	230FDT1165 : 72.2 °C以下	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	セル等	230FDT1165 252FDT107A, 256FDT109A. 1, 256FDT109A. 2, 256FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.2 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							
		252FDT107A, 256FDT109A. 1, 256FDT109A. 2, 256FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008 : 72.2 °C以下							
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							
	漏洩検知装置	204LW*0114 : 0.250 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能		204LW*0114	漏洩検知装置が 0.250 kPaGauge 以下で作動すること。			
		204LW*0140 : 0.834 kPaGauge 以下					204LW*0140	漏洩検知装置が 0.834 kPaGauge 以下で作動すること。	
		検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。							
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (96/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (96/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	セル等	204LW*001 : 0.688 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	セル等	漏洩検知装置	204LW*001	漏洩検知装置が 0.688 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		204LW*002 : 0.911 kPaGauge 以下						204LW*002	漏洩検知装置が 0.911 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204LW*003 : 0.530 kPaGauge 以下						204LW*003	漏洩検知装置が 0.530 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204LW*005A : 0.707 kPaGauge 以下						204LW*005A	漏洩検知装置が 0.707 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204LW*005C : 0.926 kPaGauge 以下						204LW*005C	漏洩検知装置が 0.926 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204LW*006 : 0.541 kPaGauge 以下						204LW*006	漏洩検知装置が 0.541 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204LW*026 : 0.593 kPaGauge 以下						204LW*026	漏洩検知装置が 0.593 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204LW*027 : 0.363 kPaGauge 以下						204LW*027	漏洩検知装置が 0.363 kPaGauge 以下で作動すること。	
		204FW*105D : 0.471 kPaGauge 以下						204FW*105D	漏洩検知装置が 0.471 kPaGauge 以下で作動すること。	
		検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。								
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。								
		204LW*008 : 1.083 kPaGauge 以下						204LW*008	漏洩検知装置が 1.083 kPaGauge 以下で作動すること。	
204LW*015.1 : 0.577 kPaGauge 以下	204LW*015.1	漏洩検知装置が 0.577 kPaGauge 以下で作動すること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (97/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (97/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
分離精製工場 (MP)	セル等	漏洩検知装置	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	セル等	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
										204LW*015.2 : 0.888 kPaGauge 以下	204LW*015.2	漏洩検知装置が 0.888 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*023 : 0.922 kPaGauge 以下	204LW*023	漏洩検知装置が 0.922 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*025B : 0.334 kPaGauge 以下	204LW*025B	漏洩検知装置が 0.334 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*107A : 0.284 kPaGauge 以下	204LW*107A	漏洩検知装置が 0.284 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*109A.2 : 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109A.2	漏洩検知装置が 0.621 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*109B : 0.421 kPaGauge 以下	204LW*109B	漏洩検知装置が 0.421 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*114 : 0.371 kPaGauge 以下	204LW*114	漏洩検知装置が 0.371 kPaGauge 以下で作動すること。
										204LW*125B : 0.513 kPaGauge 以下	204LW*125B	漏洩検知装置が 0.513 kPaGauge 以下で作動すること。
										検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	254LW*17.1	漏洩検知装置が 0.432 kPaGauge 以下で作動すること。
										警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	256LW*17.1	漏洩検知装置が 0.451 kPaGauge 以下で作動すること。
										254LW*17.1 : 0.432 kPaGauge 以下	262LW*13.1	漏洩検知装置が 0.272 kPaGauge 以下で作動すること。
256LW*17.1 : 0.451 kPaGauge 以下												
262LW*13.1 : 0.272 kPaGauge 以下												

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (98/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (98/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
分離精製工場 (MP)	セル等	204LW*041 : 0.800 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	204LW*041	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.800 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
		検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					204LW*005B		漏洩検知装置が 0.828 kPaGauge 以下で作動すること。
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					204LW*016		漏洩検知装置が 0.403 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*005B : 0.828 kPaGauge 以下					204LW*017		漏洩検知装置が 0.341 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*016 : 0.403 kPaGauge 以下					204FW*018		漏洩検知装置が 0.517 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*017 : 0.341 kPaGauge 以下					204LW*019		漏洩検知装置が 0.387 kPaGauge 以下で作動すること。
		204FW*018 : 0.517 kPaGauge 以下					204LW*020		漏洩検知装置が 0.832 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*019 : 0.387 kPaGauge 以下					204LW*022		漏洩検知装置が 0.383 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*020 : 0.832 kPaGauge 以下					204LW*028		漏洩検知装置が 0.741 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*022 : 0.383 kPaGauge 以下					204LW*029		漏洩検知装置が 0.692 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*028 : 0.741 kPaGauge 以下					204LW*030		漏洩検知装置が 0.334 kPaGauge 以下で作動すること。
		204LW*029 : 0.692 kPaGauge 以下							
		204LW*030 : 0.334 kPaGauge 以下							

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (99/147)								
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間			
分離精製工場 (MP)	セル等	漏洩検知装置	検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					
ウラン脱硝施設 (DN)	セル等	漏洩検知装置	264LW*30.3, 264LW*31.3 : 0.499 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
			264LW*32.3, 264LW*33.3 : 0.509 kPaGauge 以下					
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	セル等	漏洩検知装置	272LA*001, 272LA*003, 272LA*008 : 0.627 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (99/147)								
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間			
ウラン脱硝施設 (DN)	セル等	漏洩検知装置	264LW*30.3, 264LW*31.3	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
			264LW*32.3, 264LW*33.3					
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	セル等	漏洩検知装置	272LA*001, 272LA*003, 272LA*008	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (100/147)								
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間			
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	セル等	漏洩検知装置	272LA*002 : 0.931kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
			272LA*004, 272LA*005, 272LA*006, 272LA*007, 272LA*009, 272LA*010, 272LA*011, 272FA*201, 27FLA*202 : 0.735 kPaGauge 以下					
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル等	温度警報装置	532FDT031, 532FDT032 : 64.4 °C以下	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (100/147)								
設備名称等		点検項目		要求される機能	維持すべき期間			
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	セル等	漏洩検知装置	272LA*002	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで			
			272LA*004, 272LA*005, 272LA*006, 272LA*007, 272LA*009, 272LA*010, 272LA*011, 272FA*201, 272FA*202					
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル等	温度警報装置	532FDT031, 532FDT032	火災等による損傷の防止機能	系統除染が完了するまで			

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (101/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (101/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	セル等	漏洩検知装置	533LA*001, 533LA*002 : 1.029 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	セル等	漏洩検知装置	533LA*001, 533LA*002	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 1.029 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
			533LA*151 : 0.529 kPaGauge 以下					533LA*151		漏洩検知装置が 0.529 kPaGauge 以下で作動すること。	
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。								
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	セル等	温度警報装置	537FDT051, 537FDT052, 537FDT151, 537FDT152 : 72.0 °C 以下	・火災等による損傷の防止	アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	セル等	温度警報装置	537FDT051, 537FDT052, 537FDT151, 537FDT152	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.0 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等	温度警報装置	538FDT053, 538FDT054.1, 538FDT054.2, 538FDT253 : 72.4 °C 以下	・火災等による損傷の防止	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等	温度警報装置	538FDT053, 538FDT054.1, 538FDT054.2, 538FDT253	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.4 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (102/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (102/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等	温度警報装置	538FDT051.1, 538FDT051.2, 538FDT051.3, 538FDT051.4, 538FDT051.5, 538FDT051.6, 538FDT051.7, 538FDT051.8, 538FDT051.9, 538FDT051.10, 538FDT051.11, 538FDT051.12, 538FDT151.1, 538FDT151.2, 538FDT151.3, 538FDT151.4, 538FDT151.5, 538FDT151.6, 538FDT151.7, 538FDT151.8, 538FDT151.9, 538FDT151.10, 538FDT151.11, 538FDT151.12, 538FDT251.1, 538FDT251.2, 538FDT251.3, 538FDT251.4, 538FDT251.5, 538FDT251.6, 538FDT251.7, 538FDT251.8, 538FDT251.9, 538FDT251.10, 538FDT251.11, 538FDT251.12 : 72.0 °C 以下	・火災等による損傷の防止	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	セル等	温度警報装置	538FDT051.1, 538FDT051.2, 538FDT051.3, 538FDT051.4, 538FDT051.5, 538FDT051.6, 538FDT051.7, 538FDT051.8, 538FDT051.9, 538FDT051.10, 538FDT051.11, 538FDT051.12, 538FDT151.1, 538FDT151.2, 538FDT151.3, 538FDT151.4, 538FDT151.5, 538FDT151.6, 538FDT151.7, 538FDT151.8, 538FDT151.9, 538FDT151.10, 538FDT151.11, 538FDT151.12, 538FDT251.1, 538FDT251.2, 538FDT251.3, 538FDT251.4, 538FDT251.5, 538FDT251.6, 538FDT251.7, 538FDT251.8, 538FDT251.9, 538FDT251.10, 538FDT251.11, 538FDT251.12	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.0 °C 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (103/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (103/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
アスファルト固化処理施設 (ASP)	セル等	漏洩検知装置	A08LW*050, A08LW*251, A08LW*352 : 0.514 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能 系統除染が完了するまで	アスファルト固化処理施設 (ASP)	セル等	漏洩検知装置	A08LW*050, A08LW*251, A08LW*352	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.514 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			A08LW*051, A08LW*052, A08LW*055, A08LW*056 : 1.009 kPaGauge 以下					A08LW*051, A08LW*052, A08LW*055, A08LW*056				漏洩検知装置が 1.009 kPaGauge 以下で作動すること。
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。									
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
廃棄物処理場 (AAF)	セル等	温度警報装置	318FDT022, 318FDT023 : 73.5 °C以下	・火災等による損傷の防止	廃棄物処理場 (AAF)	セル等	温度警報装置	318FDT022, 318FDT023	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 73.5 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
		漏洩検知装置	308LA*11A, 308LA*11B, 308LA*11C : 0.156 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能			308LA*11A, 308LA*11B, 308LA*11C	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.156 kPaGauge 以下で作動すること。			
			308LA*20.2, 308LA*21.2 : 0.422 kPaGauge 以下						308LA*20.2, 308LA*21.2	漏洩検知装置が 0.422 kPaGauge 以下で作動すること。		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (104/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (104/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
廃棄物処理場 (AAF)	セル等	漏洩検知装置	308LA*22.2 : 0.284 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能 系統除染が完了するまで	廃棄物処理場 (AAF)	セル等	漏洩検知装置	308LA*22.2	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.284 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			308LA*50, 308LA*51 : 0.242 kPaGauge 以下					308LA*50, 308LA*51		漏洩検知装置が 0.242 kPaGauge 以下で作動すること。		
			308FW*30, 308FW*31, 308FW*32 : 0.530 kPaGauge 以下					308FW*30, 308FW*31, 308FW*32		漏洩検知装置が 0.530 kPaGauge 以下で作動すること。		
			308FW*33 : 0.579 kPaGauge 以下					308FW*33		漏洩検知装置が 0.579 kPaGauge 以下で作動すること。		
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。									
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (105/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (105/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	セル等	漏洩検知装置	322LW*200 : 0.446 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	セル等	漏洩検知装置	322LW*200	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで
			322LW*201 : 0.068 kPaGauge 以下					322LW*201		
			331LA*001 : 接点短絡で作動					331LA*001		
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	セル等	温度警報装置	327TA*120 : 72.2 °C以下	・火災等による損傷の防止	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	セル等	温度警報装置	327TA*120	火災等による損傷の防止機能	系統除染が完了するまで
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					漏洩検知装置		
		漏洩検知装置	326FW*70 : 0.960 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能			326FW*70, 326FW*120		閉じ込めの機能	
			326FW*120 : 0.558 kPaGauge 以下					検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (106/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (106/147)						
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃溶媒貯蔵場 (WS)	セル等	温度警報装置	333FDT020, 333FDT021, 333FDT022, 333FDT023 : 72.2 °C以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	セル等	温度警報装置	333FDT020, 333FDT021, 333FDT022, 333FDT023	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.2 °C以下で作動すること。
		漏洩検知装置	333LA*20.4 : 0.362 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能			漏洩検知装置	333LA*20.4	漏洩検知装置が 0.362 kPaGauge 以下で作動すること。	
	333LA*21.4 : 0.411 kPaGauge 以下		333LA*21.4			漏洩検知装置が 0.411 kPaGauge 以下で作動すること。				
	333LA*22.4 : 0.509 kPaGauge 以下		333LA*22.4			漏洩検知装置が 0.509 kPaGauge 以下で作動すること。				
	333LA*23.4 : 0.411 kPaGauge 以下		333LA*23.4			漏洩検知装置が 0.411 kPaGauge 以下で作動すること。				
	333FA*100a : 0.430 kPaGauge 以下		333FA*100a			漏洩検知装置が 0.430 kPaGauge 以下で作動すること。				
	333FA*100b : 0.442 kPaGauge 以下		333FA*100b			漏洩検知装置が 0.442 kPaGauge 以下で作動すること。				
	333FA*126a : 0.489 kPaGauge 以下		333FA*126a			漏洩検知装置が 0.489 kPaGauge 以下で作動すること。				
	検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。		閉じ込めの機能			系統除染が完了するまで				

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (107/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (107/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
スラッジ貯蔵場 (LW)	セル等	温度警報装置	333FDT031, 333FDT032 : 72.2 °C以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・火災等による損傷の防止	スラッジ貯蔵場 (LW)	セル等	温度警報装置	333FDT031, 333FDT032	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 72.2 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		漏洩検知装置	333LA*031, 333LA*032 : 1.019 kPaGauge 以下 332LW*12 : 0.479 kPaGauge 以下 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能			漏洩検知装置	333LA*031, 333LA*032 332LW*12	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 1.019 kPaGauge 以下で作動すること。 漏洩検知装置が 0.479 kPaGauge 以下で作動すること。	
放出廃液油分除去施設 (C)	セル等	漏洩検知装置	350FW*011 : 1.519 kPaGauge 以下 350FW*115, 350FW*116, 350FW*117 : 0.509 kPaGauge 以下 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能	放出廃液油分除去施設 (C)	セル等	漏洩検知装置	350FW*011 350FW*115, 350FW*116, 350FW*117	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 1.519 kPaGauge 以下で作動すること。 漏洩検知装置が 0.509 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (108/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (108/147)				
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等	漏洩検知装置	S04LA*002, S04LA*003, S04LA*004 : 0.530 kPaGauge 以下 S71LA*20.2 : 0.397 kPaGauge 以下 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・閉じ込めの機能	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	セル等	漏洩検知装置	S04LA*002, S04LA*003, S04LA*004 S71LA*20.2	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.530 kPaGauge 以下で作動すること。 漏洩検知装置が 0.397 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		温度警報装置	328FDT001, 328FDT002, 328FDT003, 328FDT005, 328FDT006, 328FDT007, 328FDT021, 328FDT120 : 71.7 °C以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報, 点滅又は点灯すること。	・火災等による損傷の防止			温度警報装置	328FDT001, 328FDT002, 328FDT003, 328FDT005, 328FDT006, 328FDT007, 328FDT021, 328FDT120	火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 71.7 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (109/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (109/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	セル等	漏洩検知装置	328LA*001, 328LA*002, 328LA*003, 328LA*004, 328LA*005, 328LA*006, 328LA*007, 328LW*020a, 328LW*020b, 328LW*020c, 328LW*020d, 328LW*020e, 328LW*020f, 328LW*021, 328LW*046, 328LW*051, 328LW*052, 328LW*053, 328LW*054, 328LW*055, 328LW*057, 328LW*120a, 328LW*902, 328LW*903 ; <u>0.627 kPaGauge 以下</u>	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	セル等	漏洩検知装置	328LA*001, 328LA*002, 328LA*003, 328LA*004, 328LA*005, 328LA*006, 328LA*007, 328LW*020a, 328LW*020b, 328LW*020c, 328LW*020d, 328LW*020e, 328LW*020f, 328LW*021, 328LW*046, 328LW*051, 328LW*052, 328LW*053, 328LW*054, 328LW*055, 328LW*057, 328LW*120a, 328LW*902, 328LW*903	閉じ込めの機能	<u>漏洩検知装置が 0.627 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	系統除染が完了するまで
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。									
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (110/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (110/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	セル等	漏洩検知装置	G04LA*001a : <u>0.328 kPaGauge 以下</u>	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	セル等	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	G04LA*001a	<u>漏洩検知装置が 0.328 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	系統除染が完了するまで
			G04LA*001b : <u>0.345 kPaGauge 以下</u>							G04LA*001b	<u>漏洩検知装置が 0.345 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*003 : <u>0.382 kPaGauge 以下</u>							G04LA*003	<u>漏洩検知装置が 0.382 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*004 : <u>0.299 kPaGauge 以下</u>							G04LA*004	<u>漏洩検知装置が 0.299 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*005 : <u>0.309 kPaGauge 以下</u>							G04LA*005	<u>漏洩検知装置が 0.309 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*006 : <u>0.373 kPaGauge 以下</u>							G04LA*006	<u>漏洩検知装置が 0.373 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*007 : <u>0.349 kPaGauge 以下</u>							G04LA*007	<u>漏洩検知装置が 0.349 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*102 : <u>0.505 kPaGauge 以下</u>							G04LA*102	<u>漏洩検知装置が 0.505 kPaGauge 以下で作動すること。</u>	
			G04LA*013, G04LA*014, G04LA*015, G04LA*016, G04LA*026 ; <u>接点短絡で作動</u>							G04LA*013, G04LA*014, G04LA*015, G04LA*016, G04LA*026	<u>漏洩検知装置が接点短絡で作動すること。</u>	
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。									
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。												

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (111/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (111/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	セル等	温度警報装置	P07TRA*051-1, P07TRA*052-1, P07TRA*053-1, P07TRA*054-1, P07TRA*055-1; 74.1℃以下	・火災等による損傷の防止	セル等	温度警報装置	P07TRA*051-1, P07TRA*052-1, P07TRA*053-1, P07TRA*054-1, P07TRA*055-1		火災等による損傷の防止機能	温度警報装置が 74.1℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		漏洩検知装置	P11LW*11-4, P11LW*12-4, P12LW*11-4, P12LW*12-3, P75LW*11-4; 0.931 kPaGauge 以下			・閉じ込めの機能	漏洩検知装置				
		検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。									
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (112/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (112/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間	
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	セル等	漏洩検知装置	K75LW*58.3 : 0.514 kPaGauge 以下	・閉じ込めの機能	セル等	漏洩検知装置	K75LW*58.3		閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.514 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
						検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。					
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (113/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (113/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間	
ユーティリティ施設 (UC)	非常用電源	非常用発電機	(1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。	・保安電源設備	供給先の建家の管理区域解除まで	ユーティリティ施設 (UC)	非常用電源	非常用発電機	保安電源設備の給電機能	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。 	供給先の建家の管理区域解除まで
			(2) 商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。								
中間開閉所	非常用電源	非常用発電機	(1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。	・保安電源設備	供給先の建家の管理区域解除まで	中間開閉所	非常用電源	非常用発電機	保安電源設備の給電機能	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。 	供給先の建家の管理区域解除まで
			(2) 商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。								
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (114/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (114/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能		性能	維持すべき期間	
第二中間開閉所	非常用電源	非常用発電機	(1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。	・保安電源設備	供給先の建家の管理区域解除まで	第二中間開閉所	非常用電源	非常用発電機	保安電源設備の給電機能	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。 	供給先の建家の管理区域解除まで
			(2) 商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。								
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用電源	非常用発電機	(1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50Hz±5%)を確立し、給電状態となること。	・保安電源設備	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用電源	非常用発電機	保安電源設備の給電機能	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧(6.6 kV±3.5%)・周波数(50 Hz±5%)を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。 	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで
			(2) 商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。								

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (115/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (115/147)				
設備名称等		点検項目		要求される機能	性能		維持すべき期間	
分析所 (CB)	非常用電源	無停電電源装置	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	分析所の管理区域解除まで	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	分析所の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz					
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	非常用電源	無停電電源装置	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (116/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (116/147)				
設備名称等		点検項目		要求される機能	性能		維持すべき期間	
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	非常用電源	無停電電源装置	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz					
ウラン脱硝施設 (DN)	非常用電源	無停電電源装置	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 100±2 V 周波数 : 50±1.0 Hz					

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由	
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (117/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (117/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
焼却施設 (IF)	非常用電源	無停電電源装置	・保安電源設備	焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)	非常用電源	無停電電源装置	保安電源設備の給電機能	焼却施設の管理区域解除まで
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	非常用電源	無停電電源装置	・保安電源設備	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	非常用電源	無停電電源装置	保安電源設備の給電機能	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (118/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (118/147)					
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	非常用電源	無停電電源装置	・保安電源設備	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (2HASWS)	非常用電源	無停電電源装置	保安電源設備の給電機能	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用電源	無停電電源装置	・保安電源設備	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	非常用電源	無停電電源装置	保安電源設備の給電機能	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (119/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (119/147)				
設備名称等		点検項目		要求される機能	性能		維持すべき期間	
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	非常用電源	無停電電源装置	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	保安電源設備の給電機能	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 105±1.6 V 周波数 : 50±1.0 Hz					
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	非常用電源	無停電電源装置	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	保安電源設備の給電機能	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 103±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (120/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (120/147)				
設備名称等		点検項目		要求される機能	性能		維持すべき期間	
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	非常用電源	無停電電源装置	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	保安電源設備の給電機能	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 105±1.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz					
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	非常用電源	無停電電源装置	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10V 周波数 50±1.0 Hz	・保安電源設備	保安電源設備の給電機能	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数 : 50±1.0 Hz	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧 : 103±3.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz					

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (121/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (121/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
ユーティリティ施設 (UC)	冷却水設備	圧力下限警報装置	583PIA ^{140.3} : 272 kPaGauge 以上	・その他 (冷却機能)	供給先の建家の管理区域解除まで	冷却水設備	圧力下限警報装置	583PIA ^{140.3}	その他 (冷却機能)	圧力下限警報装置が 272 kPaGauge 以上で作動すること。	供給先の建家の管理区域解除まで	
			583PA ^{140.4} : 284 kPaGauge 以上 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					583PA ^{140.4}		圧力下限警報装置が 284 kPaGauge 以上で作動すること。		
ユーティリティ施設 (UC)	圧縮空気設備	圧力下限警報装置	586PIA ^{431.7} , 586PIA ^{432.7} : 485 kPaGauge 以上	・火災等による 損傷の防止	供給先の建家の管理区域解除まで	圧縮空気設備	圧力下限警報装置	586PIA ^{431.7} , 586PIA ^{432.7}	火災等による損傷の防止機能	圧力下限警報装置が 485 kPaGauge 以上で作動すること。	供給先の建家の管理区域解除まで	
			586PA ^{431.8} , 586PA ^{432.8} : 495 kPaGauge 以上 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					586PIA ^{431.8} , 586PA ^{432.8}		圧力下限警報装置が 495 kPaGauge 以上で作動すること。		
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	圧空貯槽 (272V603)	圧力下限警報装置	272PA ^{603.2} : 671.7 kPaGauge 以上 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	・計測制御系統 施設	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	圧空貯槽 (272V603)	圧力下限警報装置	272PA ^{603.2}	計測制御系統施設 (計測機能)	圧力下限警報装置が 671.7 kPaGauge 以上で作動すること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (122/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (122/147)								
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
廃溶媒処理技術開発施設 (ST)	槽 (328V10, 328V11, 328V20, 328V21, 328V22, 328V23, 328V24, 328V25, 328V30, 328V31, 328V32, 328V40, 328V41, 328V47)	温度記録上限緊急操作装置	328TRP ¹⁰ , 328TRP ¹¹ , 328TRP ²⁰ , 328TRP ²¹ , 328TRP ²² , 328TRP ²³ , 328TRP ²⁴ , 328TRP ²⁵ , 328TRP ³⁰ , 328TRP ³¹ , 328TRP ³² , 328TRP ⁴⁰ , 328TRP ⁴¹ , 328TRP ⁴⁷ : 55.3 °C以下	・火災等による 損傷の防止	系統除染が完了するまで	槽 (328V10, 328V11, 328V20, 328V21, 328V22, 328V23, 328V24, 328V25, 328V30, 328V31, 328V32, 328V40, 328V41, 328V47)	温度記録上限緊急操作装置	328TRP ¹⁰ , 328TRP ¹¹ , 328TRP ²⁰ , 328TRP ²¹ , 328TRP ²² , 328TRP ²³ , 328TRP ²⁴ , 328TRP ²⁵ , 328TRP ³⁰ , 328TRP ³¹ , 328TRP ³² , 328TRP ⁴⁰ , 328TRP ⁴¹ , 328TRP ⁴⁷	火災等による損傷の防止機能	温度記録上限緊急操作装置が 55.3 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (123/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (123/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル	圧力上限緊急操作装置	G43PP*001.7: -0.040 kPaGauge 以下	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	ガラス固化技術開発施設 (TVF)	固化セル	圧力上限緊急操作装置	G43PP*001.7	安全保護回路	系統除染が完了するまで	圧力上限緊急操作装置が-0.040 kPaGauge 以下で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉	温度上限緊急操作装置	P14TP*14-1, P14TP*14-2, P14TP*14-3: 温度制限値 850 °C以下	・安全保護回路	系統除染が完了するまで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉	温度上限緊急操作装置	P14TP*14-1, P14TP*14-2, P14TP*14-3	安全保護回路	系統除染が完了するまで	温度上限緊急操作装置が温度制限値 850 °C以下で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
	窒素水素混合ガス供給系	流量下限緊急操作装置	P14FP*14-1, P14FP*14-2: 0.7 m³/h 以上			P14FP*14-1, P14FP*14-2: 0.7 m³/h 以上	流量下限緊急操作装置	P14FP*14-1, P14FP*14-2	安全保護回路	系統除染が完了するまで	流量下限緊急操作装置が 0.7 m³/h 以上で作動すること。	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			流量下限緊急操作装置が 0.7 m³/h 以上で作動すること。									
窒素水素混合ガス供給系	水素濃度上限緊急操作装置	P86H₂P*43-1: 水素濃度制限値 6 % (容積) 以下	P86H₂P*43-1: 水素濃度制限値 6 % (容積) 以下	水素濃度上限緊急操作装置	P86H₂P*43-1	安全保護回路	系統除染が完了するまで	水素濃度上限緊急操作装置が水素濃度制限値 6 % (容積) 以下で作動すること。				
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							水素濃度上限緊急操作装置が水素濃度制限値 6 % (容積) 以下で作動すること。			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (124/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (124/147)								
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素水素混合ガス供給系	水素濃度上限警報上限操作装置	P86H₂RA*0*43-2: 水素濃度制限値 6 % (容積) 以下	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	窒素水素混合ガス供給系	水素濃度上限警報上限操作装置	P86H₂RA*0*43-2	火災等による損傷の防止機能	系統除染が完了するまで	水素濃度上限警報上限操作装置が水素濃度制限値 6 % (容積) 以下で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。									
	廃液蒸発缶	温度上限緊急操作装置	P71TP*23-1: 132 °C以下			P71TP*23-1: 132 °C以下	温度上限緊急操作装置	P71TP*23-1	温度上限緊急操作装置			P71TP*23-1
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			温度上限緊急操作装置が 132 °C 以下で作動すること。									
廃液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	P71PP*23-1: 15.10 kPaGauge 以下	P71PP*23-1: 15.10 kPaGauge 以下	圧力上限緊急操作装置	P71PP*23-1	圧力上限緊急操作装置	P71PP*23-1	圧力上限緊急操作装置が 15.10 kPaGauge 以下で作動すること。				
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							圧力上限緊急操作装置が 15.10 kPaGauge 以下で作動すること。			
焼却施設 (IF)	焼却灰受槽	温度上限操作装置	342TI0*33.1: 55.5 °C以下	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	焼却施設 (IF)	焼却灰受槽	温度上限操作装置	342TI0*33.1	火災等による損傷の防止機能	系統除染が完了するまで	温度上限操作装置が 55.5 °C 以下で作動すること。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由					
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (125/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (125/147)									
設備名称等			点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	その他の 主要な設備	臨界警報装置 臨界警報装置 臨界警報装置 臨界警報装置	ガンマ線又は中性子線を模擬した 入力を与え、検出器3基のうち、2 基以上の検知で作動すること。	・核燃料物質の 臨界防止	系統除染が完了 するまで	分離精製 工場 (MP)	その他の 主要な設備	臨界警報 装置	核燃料物質の臨 界防止機能	ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検 出器3基のうち、2基以上の検知で作動すること。	系統除染が完了 するまで		
			警報又は表示のテストスイッチに より、警報が発報、点滅又は点灯す ること。										
プルトニウム転換 技術開発施設 (PCDF)	その他の 主要な設備	臨界警報装置 臨界警報装置 臨界警報装置	ガンマ線又は中性子線を模擬した 入力を与え、検出器3基のうち、 2基以上の検知で作動すること。	・核燃料物質の 臨界防止	系統除染が完了 するまで	プルトニウム 転換技術 開発施設 (PCDF)	その他の 主要な設備	臨界警報 装置	核燃料物質の臨 界防止機能	ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検 出器3基のうち、2基以上の検知で作動すること。	系統除染が完了 するまで		
			警報又は表示のテストスイッチに より、警報が発報、点滅又は点灯す ること。										
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (126/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (126/147)									
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	溶解槽	温度計	242TR10.1, 242TR10.2, 242TR11.1, 242TR11.2, 242TR12.1, 242TR12.2	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	分離精製 工場 (MP)	溶解槽	温度計	242TR10.1, 242TR10.2, 242TR11.1, 242TR11.2, 242TR12.1, 242TR12.2	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常 に作動する こと。	系統除染が完了 するまで	
		圧力計	242PR10, 242PR11, 242PR12, 242dPR10.1, 242dPR11.1, 242dPR12.1					圧力計	242PR10, 242PR11, 242PR12, 242dPR10.1, 242dPR11.1, 242dPR12.1				
	溶解槽溶液受槽	密度計	243DRO*10				溶解槽溶 液受槽	密度計	243DRO*10				
	抽出器	流量計	252FIC11.3				252FIC11.3 253FIC10.5 254FRC18.1-1, 254FRC18.1-2, 254FR18.5 255FIC14.4, 255FIC16.3, 255FRC125, 255FRC126, 255FIC1505.3 255FIC1507.2, 255FIC1508.2, 255FIC1510.2, 256FRC18.1-1, 256FRC18.1-2, 256FRC18.3-1, 256FRC18.3-2, 256FRC18.5, 256FRC18.7, 256FR18.11, 256FR18.12 261FIC13.4, 261FIC15.4, 261FRC124, 261FIC1312.2	抽出器	流量計				252FIC11.3 253FIC10.5 254FRC18.1-1, 254FRC18.1-2, 254FR18.5 255FIC14.4, 255FIC16.3, 255FRC125, 255FRC126, 255FIC1505.3 255FIC1507.2, 255FIC1508.2, 255FIC1510.2 256FRC18.1-1, 256FRC18.1-2, 256FRC18.3-1, 256FRC18.3-2, 256FRC18.5, 256FRC18.7, 256FR18.11, 256FR18.12 261FIC13.4, 261FIC15.4, 261FRC124, 261FIC1312.2
			253FIC10.5										253FIC10.5
			254FRC18.1-1, 254FRC18.1-2, 254FR18.5										254FRC18.1-1, 254FRC18.1-2, 254FR18.5
255FIC14.4, 255FIC16.3, 255FRC125, 255FRC126, 255FIC1505.3 255FIC1507.2, 255FIC1508.2, 255FIC1510.2			255FIC14.4, 255FIC16.3, 255FRC125, 255FRC126, 255FIC1505.3 255FIC1507.2, 255FIC1508.2, 255FIC1510.2										

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (127/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (127/147)							
設備名称等		点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期		
分離精製工場 (MP)	抽出器	流量計	262FRC14. 2-1, 262FRC14. 2-2, 262FR14. 4	・計測制御系統施設 系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	抽出器	流量計	262FRC14. 2-1, 262FRC14. 2-2, 262FR14. 4	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
			265FRC164, 265FIC2207, 265FIC2211, 265FIC2209					265FRC164, 265FIC2207, 265FIC2211, 265FIC2209			
	第1スクラブ調整槽	密度計	201DIRO [±] 13			第1スクラブ調整槽	密度計	201DIRO [±] 13			
	第3スクラブ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 16			第3スクラブ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 16			
	第2ストリップ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 20			第2ストリップ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 20			
	第3ストリップ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 21			第3ストリップ調整槽	電導度計	201CIRO [±] 21			
	プルトニウム溶液蒸発缶	温度計	266TRP [±] 20. 4, 266TRA [±] 20. 1, 266TR20. 2, 266TR20. 3			266TRP [±] 20. 4, 266TRA [±] 20. 1, 266TR20. 2, 266TR20. 3	プルトニウム溶液蒸発缶	温度計			
圧力計		266PR20. 1, 266PRC20. 4, 266PIC20. 2	圧力計	266PR20. 1, 266PRC20. 4, 266PIC20. 2							
ドレン受槽 (266V41)	液位計	266LIR41. 1	266LIR41. 1	ドレン受槽 (266V41)	液位計	266LIR41. 1	266LIR41. 1				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (128/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (128/147)							
設備名称等		点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度計	263TIRP [±] 12. 1	・計測制御系統施設 系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度計	263TIRP [±] 12. 1	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
		圧力計	263PI12. 1				圧力計	263PI12. 1			
		流量計	263FRC104				流量計	263FRC104			
ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	温度計	264TR42. 1, 264TR42. 2. 1, 264TR42. 4. 1, 264TR42. 5. 1, 264TR42. 6, 264TR42. 7, 264TR42. 8, 264TR43. 1, 264TR43. 2. 1, 264TR43. 4. 1, 264TR43. 5. 1, 264TR43. 6, 264TR43. 7, 264TR43. 8, 264TIRC42. 2. 2, 264TIRC42. 5. 2, 264TIRC43. 2. 2, 264TIRC43. 5. 2, 264TRW [±] 42. 3, 264TRW [±] 42. 4. 3, 264TRW [±] 43. 3, 264TRW [±] 43. 4. 3, 264TIC42. 4. 2, 264TIC43. 4. 2	・計測制御系統施設 系統除染が完了するまで	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	温度計	264TR42. 1, 264TR42. 2. 1, 264TR42. 4. 1, 264TR42. 5. 1, 264TR42. 6, 264TR42. 7, 264TR42. 8, 264TR43. 1, 264TR43. 2. 1, 264TR43. 4. 1, 264TR43. 5. 1, 264TR43. 6, 264TR43. 7, 264TR43. 8, 264TIRC42. 2. 2, 264TIRC42. 5. 2, 264TIRC43. 2. 2, 264TIRC43. 5. 2, 264TRW [±] 42. 3, 264TRW [±] 42. 4. 3, 264TRW [±] 43. 3, 264TRW [±] 43. 4. 3, 264TIC42. 4. 2, 264TIC43. 4. 2	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由													
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (129/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (129/147)																	
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間											
ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	圧力計	264PR42. 1, 264PR42. 2. 1, 264PR43. 1, 264 PR43. 2. 1, 264 _d PR42. 1. 1, 264 _d PR42. 2, 264 _d PR42. 3. 1, 264 _d PR43. 1. 1, 264 _d PR43. 2, 264 _d PR43. 3. 1	・計測制御系統施設	系統除染が完了するまで	ウラン脱硝施設 (DN)	脱硝塔	圧力計	264PR42. 1, 264PR42. 2. 1, 264PR43. 1, 264PR43. 2. 1, 264 _d PR42. 1. 1, 264 _d PR42. 2, 264 _d PR42. 3. 1, 264 _d PR43. 1. 1, 264 _d PR43. 2, 264 _d PR43. 3. 1	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで									
			UNH受槽						密度計				263DI0*30, 263DI0*31								
	溶解槽	ウラン濃縮度モニタ	263URO*30				UNH受槽	ウラン濃縮度モニタ	263URO*30												
			温度計						264TIC75. 1, 264TI75. 2				溶解槽	温度計	264TIC75. 1, 264TI75. 2						
			圧力計						264PI75. 1						溶解槽	圧力計	264PI75. 1				
	溶解液受槽	密度計	264DR75. 1, 264DI75. 2				溶解液受槽	密度計	264DR75. 1, 264DI75. 2												
密度計			264DI0*76. 1	密度計	264DI0*76. 1																
分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	温度計	273TIC30. 1, 273TR30. 2, 273TR30. 3, 273TIA*30. 3	・計測制御系統施設	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	酸回収蒸発缶	温度計	273TIC30. 1, 273TR30. 2, 273TR30. 3, 273TIA*30. 3	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで									
			圧力計						273PR30, 273dPR30. 1				酸回収蒸発缶	圧力計	273PR30, 273dPR30. 1						
	高放射性廃液中間貯槽	液位計	252LR13. 1, 252LR14. 1				高放射性廃液中間貯槽	液位計	252LR13. 1, 252LR14. 1												
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (130/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (130/147)																	
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間											
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	温度計	271TR20. 1. 1, 271TR20. 1. 2, 271TR20. 2. 1, 271TR20. 2. 2	・計測制御系統施設	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液蒸発缶	温度計	271TR20. 1. 1, 271TR20. 1. 2, 271TR20. 2. 1, 271TR20. 2. 2	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで									
			圧力計						271PRC20. 1, 271PRW*20. 2, 271PIC10. 5				高放射性廃液蒸発缶	圧力計	271PRC20. 1, 271PRW*20. 2, 271PIC10. 5						
			液位計						271LRC20. 1						高放射性廃液蒸発缶	液位計	271LRC20. 1				
			密度計						271DR20								高放射性廃液蒸発缶	密度計	271DR20		
			電導度計						271CR12										高放射性廃液蒸発缶	電導度計	271CR12
			γ線計						271γRA*22												高放射性廃液蒸発缶
	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*12. 1-1, 272TRA*12. 1-2, 272TRA*12. 1-3, 272TRA*12. 1-4, 272TR12. 2, 272TRW*12. 3				高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*12. 1-1, 272TRA*12. 1-2, 272TRA*12. 1-3, 272TRA*12. 1-4, 272TR12. 2, 272TRW*12. 3												
			272TRA*14. 1-1, 272TRA*14. 1-2, 272TRA*14. 1-3, 272TRA*14. 1-4, 272TR14. 2, 272TRW*14. 3						高放射性廃液貯槽				温度計	272TRA*14. 1-1, 272TRA*14. 1-2, 272TRA*14. 1-3, 272TRA*14. 1-4, 272TR14. 2, 272TRW*14. 3							
			272TRA*16. 1-1, 272TRA*16. 1-2, 272TRA*16. 1-3, 272TRA*16. 1-4, 272TR16. 2, 272TRW*16. 3											高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*16. 1-1, 272TRA*16. 1-2, 272TRA*16. 1-3, 272TRA*16. 1-4, 272TR16. 2, 272TRW*16. 3					

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (131/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (131/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
分離精製工場 (MP)	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*18. 1-1, 272TRA*18. 1-2, 272TRA*18. 1-3, 272TRA*18. 1-4, 272TR18. 2, 272TRW*18. 3	計測制御系統施設	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*18. 1-1, 272TRA*18. 1-2, 272TRA*18. 1-3, 272TRA*18. 1-4, 272TR18. 2, 272TRW*18. 3	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*31. 1, 272TRA*31. 2-1, 272TRA*31. 2-2, 272TRA*31. 2-3, 272TRA*31. 2-4, 272TRA*31. 3-1, 272TRA*31. 3-2, 272TRA*31. 3-3, 272TRA*31. 3-4, 272TRA*31. 3-5	計測制御系統施設	系統除染が完了するまで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*31. 1, 272TRA*31. 2-1, 272TRA*31. 2-2, 272TRA*31. 2-3, 272TRA*31. 2-4, 272TRA*31. 3-1, 272TRA*31. 3-2, 272TRA*31. 3-3, 272TRA*31. 3-4, 272TRA*31. 3-5	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
			272TRA*32. 1, 272TRA*32. 2-1, 272TRA*32. 2-2, 272TRA*32. 2-3, 272TRA*32. 2-4, 272TRA*32. 3-1, 272TRA*32. 3-2, 272TRA*32. 3-3, 272TRA*32. 3-4, 272TRA*32. 3-5						272TRA*32. 1, 272TRA*32. 2-1, 272TRA*32. 2-2, 272TRA*32. 2-3, 272TRA*32. 2-4, 272TRA*32. 3-1, 272TRA*32. 3-2, 272TRA*32. 3-3, 272TRA*32. 3-4, 272TRA*32. 3-5			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (132/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (132/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間			
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*33. 1, 272TRA*33. 2-1, 272TRA*33. 2-2, 272TRA*33. 2-3, 272TRA*33. 2-4, 272TRA*33. 3-1, 272TRA*33. 3-2, 272TRA*33. 3-3, 272TRA*33. 3-4, 272TRA*33. 3-5	計測制御系統施設	系統除染が完了するまで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	高放射性廃液貯槽	温度計	272TRA*33. 1, 272TRA*33. 2-1, 272TRA*33. 2-2, 272TRA*33. 2-3, 272TRA*33. 2-4, 272TRA*33. 3-1, 272TRA*33. 3-2, 272TRA*33. 3-3, 272TRA*33. 3-4, 272TRA*33. 3-5	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで
			272TRA*34. 1, 272TRA*34. 2-1, 272TRA*34. 2-2, 272TRA*34. 2-3, 272TRA*34. 2-4, 272TRA*34. 3-1, 272TRA*34. 3-2, 272TRA*34. 3-3, 272TRA*34. 3-4, 272TRA*34. 3-5						272TRA*34. 1, 272TRA*34. 2-1, 272TRA*34. 2-2, 272TRA*34. 2-3, 272TRA*34. 2-4, 272TRA*34. 3-1, 272TRA*34. 3-2, 272TRA*34. 3-3, 272TRA*34. 3-4, 272TRA*34. 3-5			
			272TRA*35. 1, 272TRA*35. 2-1, 272TRA*35. 2-2, 272TRA*35. 2-3, 272TRA*35. 2-4, 272TRA*35. 3-1, 272TRA*35. 3-2, 272TRA*35. 3-3, 272TRA*35. 3-4, 272TRA*35. 3-5						272TRA*35. 1, 272TRA*35. 2-1, 272TRA*35. 2-2, 272TRA*35. 2-3, 272TRA*35. 2-4, 272TRA*35. 3-1, 272TRA*35. 3-2, 272TRA*35. 3-3, 272TRA*35. 3-4, 272TRA*35. 3-5			

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (133/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (133/147)								
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	高放射性廃 液貯槽	温度計	272TRA*36. 1, 272TRA*36. 2-1, 272TRA*36. 2-2, 272TRA*36. 2-3, 272TRA*36. 2-4, 272TRA*36. 3-1, 272TRA*36. 3-2, 272TRA*36. 3-3, 272TRA*36. 3-4, 272TRA*36. 3-5	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	高放射性 廃液貯蔵 場 (HAW)	高放射性 廃液貯槽	温度計	272TRA*36. 1, 272TRA*36. 2-1, 272TRA*36. 2-2, 272TRA*36. 2-3, 272TRA*36. 2-4, 272TRA*36. 3-1, 272TRA*36. 3-2, 272TRA*36. 3-3, 272TRA*36. 3-4, 272TRA*36. 3-5	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に 作動するこ と。	系統除染が完了 するまで
		圧力計	272PR31. 1, 272PR32. 1, 272PR33. 1, 272PR34. 1, 272PR35. 1, 272PR36. 1					圧力計	272PR31. 1, 272PR32. 1, 272PR33. 1, 272PR34. 1, 272PR35. 1, 272PR36. 1			
分離精製 工場 (MP)	高放射性廃 液貯槽	圧力計	272PR12. 1, 272PR14. 1, 272PR16. 1, 272PR18. 1, 272PR12. 3, 272PR14. 3, 272PR16. 3, 272PR18. 3	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	分離精製 工場 (MP)	高放射性 廃液貯槽	圧力計	272PR12. 1, 272PR14. 1, 272PR16. 1, 272PR18. 1, 272PR12. 3, 272PR14. 3, 272PR16. 3, 272PR18. 3	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に 作動するこ と。	系統除染が完了 するまで
	廃ガス貯槽	圧力計	246PRW*42				廃ガス貯 槽	圧力計	246PRW*42			
海中放出設備		流量計	317FS22, 350FS20	・計測制御系統 施設	全ての建家の管 理区域解除まで	海中放出設備		流量計	317FS22, 350FS20	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に 作動するこ と。	全ての建家の管 理区域解除まで
主排気筒		流量計	207FRS001	・計測制御系統 施設	排気元の建家の 管理区域解除ま で	主排気筒		流量計	207FRS001	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に 作動するこ と。	排気元の建家の 管理区域解除ま で
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (134/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (134/147)								
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
分析所 (CB)	建家及びセ ル換気系	圧力計	107dPI025, 107dPI026, 107dPI027, 107dPIC144. 2, 107dPIC021, 107dPI145A, 107dPI145B, 107dPIA*107. 6, 107dPIA*107. 7	・計測制御系統 施設	分析所の管理区 域解除まで	分析所 (CB)	建家及び セル換気 系	圧力計	107dPI025, 107dPI026, 107dPI027, 107dPIC144. 2, 107dPIC021, 107dPI145A, 107dPI145B, 107dPIA*107. 6, 107dPIA*107. 7	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	分析所の管理区 域解除まで
		圧力計	207dPIC0110, 207dPI002, 207dPI003, 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, 207dPI104, 207dPI0140, 207dPI0143, 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, 207dPI0152, 207dPIC143, 207dPIC156, 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018					圧力計	207dPIC0110, 207dPI002, 207dPI003, 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, 207dPI104, 207dPI0140, 207dPI0143, 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, 207dPI0152, 207dPIC143, 207dPIC156, 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018			
分離精製 工場 (MP)	建家及びセ ル換気系	圧力計	207dPIC0110, 207dPI002, 207dPI003, 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, 207dPI104, 207dPI0140, 207dPI0143, 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, 207dPI0152, 207dPIC143, 207dPIC156, 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018	・計測制御系統 施設	分離精製工場の 管理区域解除ま で	分離精製 工場 (MP)	建家及び セル換気 系	圧力計	207dPIC0110, 207dPI002, 207dPI003, 207dPIC046, 207dPI001, 207dPI027, 207dPI104, 207dPI0140, 207dPI0143, 207dPI0148, 207dPI0149, 207dPI0150, 207dPI0151, 207dPIC043, 207dPI025A, 207dPI025B, 207dPI041, 207dPI008, 207dPI023, 207dPI026, 207dPI029, 207dPI030, 207dPI031, 207dPI036, 207dPI0152, 207dPIC143, 207dPIC156, 207dPI122, 207dPI124, 207dPI125A, 207dPI125B, 207dPI005A, 207dPI005B, 207dPI005C, 207dPI006, 207dPI018	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	分離精製工場の 管理区域解除ま で

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (135/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (135/147)							
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系	圧力計	207dPI019, 207dPI020, 207dPI105D, 207dPI107A, 207dPI109A, 207dPI109B, 207dPI114, 207dPI016, 207dPI017, 207dPI015, 207dPI137, 207dPI131, 207dPI1165, 207dPI232, 207dPI220, 207dPIC346, 207dPI333, 207dPI334, 207dPI335, 207dPI107B, 207dPI110A, 207dPI110B, 207dPI110C, 207dPI111, 207dPI113A, 207dPI113B, 207dPIC568, 207dPIA`207. 7, 207dPIA`207. 8	・計測制御系統施設	分離精製工場の管理区域解除まで	分離精製工場 (MP)	建家及びセル換気系	圧力計	207dPI019, 207dPI020, 207dPI105D, 207dPI107A, 207dPI109A, 207dPI109B, 207dPI114, 207dPI016, 207dPI017, 207dPI015, 207dPI137, 207dPI131, 207dPI1165, 207dPI232, 207dPI220, 207dPIC346, 207dPI333, 207dPI334, 207dPI335, 207dPI107B, 207dPI110A, 207dPI110B, 207dPI110C, 207dPI111, 207dPI113A, 207dPI113B, 207dPIC568, 207dPIA`207. 7, 207dPIA`207. 8	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで
高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	圧力計	532dPI030, 532dPI031, 532dPI032, 532PIA`142	・計測制御系統施設	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	高放射性固体廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル換気系	圧力計	532dPI030, 532dPI031, 532dPI032, 532PIA`142	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (136/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (136/147)							
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル換気系	圧力計	307dPI022, 307dPI023, 307dPI050, 307dPI020, 307dPI021, 307dPI051, 307dPI075, 307dPI052, 307dPI010, 307dPI011, 307dPI012, 307dPI013, 307dPI014, 307dPI015, 307dPI016, 307dPI017, 307dPI018, 307dPI019, 307dPI070, 307dPI071, 307dPI072, 307dPI073, 307dPI074, 307dPI120, 307dPI121, 307dPI122, 307dPI123, 307dPI220, 307dPI320, 307dPIA`307. 6, 307dPIA`307. 7	・計測制御系統施設	廃棄物処理場の管理区域解除まで	廃棄物処理場 (AAF)	建家及びセル換気系	圧力計	307dPI022, 307dPI023, 307dPI050, 307dPI020, 307dPI021, 307dPI051, 307dPI075, 307dPI052, 307dPI010, 307dPI011, 307dPI012, 307dPI013, 307dPI014, 307dPI015, 307dPI016, 307dPI017, 307dPI018, 307dPI019, 307dPI070, 307dPI071, 307dPI072, 307dPI073, 307dPI074, 307dPI120, 307dPI121, 307dPI122, 307dPI123, 307dPI220, 307dPI320, 307dPIA`307. 6, 307dPIA`307. 7	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで
スラッジ貯蔵場 (LW)	建家及びセル換気系	圧力計	307dPI030, 307dPI031, 307dPI032	・計測制御系統施設	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	スラッジ貯蔵場 (LW)	建家及びセル換気系	圧力計	307dPI030, 307dPI031, 307dPI032	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで
第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル換気系	圧力計	322dPI322. R1, 322dPI322. R2, 322dPI322. R3, 322dPI322. A4	・計測制御系統施設	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第二低放射性廃液蒸発処理施設 (E)	建家及びセル換気系	圧力計	322dPI322. R1, 322dPI322. R2, 322dPI322. R3, 322dPI322. A4	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (137/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (137/147)								
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル換気系	圧力計	327dPI108, 327dPI202	・計測制御系統施設	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで	第三低放射性廃液蒸発処理施設 (Z)	建家及びセル換気系	圧力計	327dPI108, 327dPI202	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで
第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル換気系	圧力計	332dPI001, 332dPI002, 332dPIC003. 1, 332dPIC101. 1, 332dPI005	・計測制御系統施設	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	第二スラッジ貯蔵場 (LW2)	建家及びセル換気系	圧力計	332dPI001, 332dPI002, 332dPIC003. 1, 332dPIC101. 1, 332dPI005	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで
廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	圧力計	333dPI020, 333dPI021, 333dPI022, 333dPI023. 3, 333dPI024	・計測制御系統施設	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	廃溶媒貯蔵場 (WS)	建家及びセル換気系	圧力計	333dPI020, 333dPI021, 333dPI022, 333dPI023. 3, 333dPI024	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで
放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	圧力計	350dPI110, 350dPI111	・計測制御系統施設	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	放出廃液油分除去施設 (C)	建家換気系	圧力計	350dPI110, 350dPI111	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで
低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気系	圧力計	S07dPI002, S07dPI003, S07dPI004, S07dPRC002. 1, S07dPRC101. 1, S07dPRC011. 1, S07dPRC117. 1	・計測制御系統施設	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで	低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (LWSF)	建家及びセル換気系	圧力計	S07dPI002, S07dPI003, S07dPI004, S07dPRC002. 1, S07dPRC101. 1, S07dPRC011. 1, S07dPRC117. 1	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで
ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	圧力計	264dPIA-921, 264dPIA-923	・計測制御系統施設	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	ウラン脱硝施設 (DN)	建家換気系	圧力計	264dPIA-921, 264dPIA-923	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (138/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (138/147)								
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系	圧力計	272dPI001, 272dPI002, 272dPI003, 272dPI004, 272dPI005, 272dPI006, 272dPI007, 272dPI008, 272dPI011, 272dPI009, 272dPI010, 272dPI358, 272dPI322, 272dPI201, 272dPI202	・計測制御系統施設	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	建家及びセル換気系	圧力計	272dPI001, 272dPI002, 272dPI003, 272dPI004, 272dPI005, 272dPI006, 272dPI007, 272dPI008, 272dPI011, 272dPI009, 272dPI010, 272dPI358, 272dPI322, 272dPI201, 272dPI202	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで
焼却施設 (IF)	建家換気系	圧力計	342dPI106, 342dPI109, 342dPI302, 342dPI401, 342dPI405	・計測制御系統施設	焼却施設の管理区域解除まで	焼却施設 (IF)	建家換気系	圧力計	342dPI106, 342dPI109, 342dPI302, 342dPI401, 342dPI405	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	焼却施設の管理区域解除まで
アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	建家及びセル換気系	圧力計	537dPI011, 537dPI052, 537dPI115, 537dPI152, 537dPI311, 537dPI416	・計測制御系統施設	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	アスファルト固化体貯蔵施設 (AS1)	建家及びセル換気系	圧力計	537dPI011, 537dPI052, 537dPI115, 537dPI152, 537dPI311, 537dPI416	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで
第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	建家及びセル換気系	圧力計	538dPI020, 538dPI021, 538dPI051, 538dPI052, 538dPI053, 538dPI054, 538dPI151, 538dPI152, 538dPI251, 538dPI252, 538dPI254, 538dPI050, 538dPI253	・計測制御系統施設	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	第二アスファルト固化体貯蔵施設 (AS2)	建家及びセル換気系	圧力計	538dPI020, 538dPI021, 538dPI051, 538dPI052, 538dPI053, 538dPI054, 538dPI151, 538dPI152, 538dPI251, 538dPI252, 538dPI254, 538dPI050, 538dPI253	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画					変更後					変更理由		
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (139/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (139/147)							
設備名称等		点検項目(計器校正)		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	建家及びセル換気系	圧力計	533dPI001, 533dPIC102, 533dPI035, 533dPI036, 533dPI050, 533dPI002, 533dPI003, 533dPI004, 533dPI151	・計測制御系統施設	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設(2HASWS)	建家及びセル換気系	圧力計	533dPI001, 533dPIC102, 533dPI035, 533dPI036, 533dPI050, 533dPI002, 533dPI003, 533dPI004, 533dPI151	計測制御系統施設(計測機能)	計器が正常に作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで
アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気系	圧力計	A07dPI025, A07dPI050, A07dPI051, A07dPI052, A07dPI053, A07dPI054, A07dPI055, A07dPI056, A07dPI057, A07dPI015.1, A07dPI114, A07dPI151, A07dPI152, A07dPI251, A07dPI312, A07dPI316.1, A07dPI359, A07dPI352, A07dPI414	・計測制御系統施設	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	アスファルト固化処理施設(ASP)	建家及びセル換気系	圧力計	A07dPI025, A07dPI050, A07dPI051, A07dPI052, A07dPI053, A07dPI054, A07dPI055, A07dPI056, A07dPI057, A07dPI015.1, A07dPI114, A07dPI151, A07dPI152, A07dPI251, A07dPI312, A07dPI316.1, A07dPI359, A07dPI352, A07dPI414	計測制御系統施設(計測機能)	計器が正常に作動すること。	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで
廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家及びセル換気系	圧力計	328dPI020, 328dPI051, 328dPI052, 328dPI053, 328dPI054, 328dPI055, 328dPI057, 328dPI021, 328dPI001, 328dPI002, 328dPI003, 328dPI005, 328dPI006, 328dPI007.2, 328dPIC115.1, 328dPIC201.1, 328dPIC210.1, 328dPIC120.1, 328dPIC004.1, 328dPIC007.1	・計測制御系統施設	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	廃溶媒処理技術開発施設(ST)	建家及びセル換気系	圧力計	328dPI020, 328dPI051, 328dPI052, 328dPI053, 328dPI054, 328dPI055, 328dPI057, 328dPI021, 328dPI001, 328dPI002, 328dPI003, 328dPI005, 328dPI006, 328dPI007.2, 328dPIC115.1, 328dPIC201.1, 328dPIC210.1, 328dPIC120.1, 328dPIC004.1, 328dPIC007.1	計測制御系統施設(計測機能)	計器が正常に作動すること。	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (140/147)					表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (140/147)							
設備名称等		点検項目(計器校正)		要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気系	圧力計	G07dPIRC012.1, G07dPIRC016.1, G07dPIRC018.1, G07dPIRC023.1, G07dPIRC024.1, G07dPIRC028.1, G07dPIRC101.1, G07dPIRC102.1, G07dPIRC112.1, G07dPIRC116.1, G07dPIRC122.1, G07dPIRC144.1, G07dPIRC211.1, G07dPIRC221.1, G07dPIRC240.1, G07dPIRC311.1, G07dPIR003.1, G07dPIR004.1, G07dPIR005.1, G07dPIR006.1, G07dPIR007.1, G07dPIR010, G07dPIR011.1, G07dPIR022, G07dPIR026.1, G07dPIR101.4, G07dPIR102.5, G07dPIR103.1, G07dPIR110.1, G07dPIR120.1, G07dPIR140.1, G07dPIR210	・計測制御系統施設	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化技術開発施設(TVF)	建家及びセル換気系	圧力計	G07dPIRC012.1, G07dPIRC016.1, G07dPIRC018.1, G07dPIRC023.1, G07dPIRC024.1, G07dPIRC028.1, G07dPIRC101.1, G07dPIRC102.1, G07dPIRC112.1, G07dPIRC116.1, G07dPIRC122.1, G07dPIRC144.1, G07dPIRC211.1, G07dPIRC221.1, G07dPIRC240.1, G07dPIRC311.1, G07dPIR003.1, G07dPIR004.1, G07dPIR005.1, G07dPIR006.1, G07dPIR007.1, G07dPIR010, G07dPIR011.1, G07dPIR022, G07dPIR026.1, G07dPIR101.4, G07dPIR102.5, G07dPIR103.1, G07dPIR110.1, G07dPIR120.1, G07dPIR140.1, G07dPIR210	計測制御系統施設(計測機能)	計器が正常に作動すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (141/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系	圧力計	G07dPI003. 3, G07dPI004. 3, G07dPI005. 3, G07dPI006. 3, G07dPI007. 3, G07dPI013, G07dPI014, G07dPI101. 3, G07dPI102. 4, G07dPI103. 3, G07dPI110. 2, G43PICO^A^001. 1, G43PICO^A^001. 2, G43PI001. 3, G43PI001. 4, G43PI001. 5, G43PI001. 6, G31PI002. 1, G31PI002. 2, G31PI002. 3, G31PI002. 4	・計測制御系統施設	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (141/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
ガラス固化技術開発施設 (TVF)	建家及びセル換気系	圧力計	G07dPI003. 3, G07dPI004. 3, G07dPI005. 3, G07dPI006. 3, G07dPI007. 3, G07dPI013, G07dPI014, G07dPI101. 3, G07dPI102. 4, G07dPI103. 3, G07dPI110. 2, G43PICO^A^001. 1, G43PICO^A^001. 2, G43PI001. 3, G43PI001. 4, G43PI001. 5, G43PI001. 6, G31PI002. 1, G31PI002. 2, G31PI002. 3, G31PI002. 4	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (142/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	建家及びセル換気系	圧力計	P07dPI002-1, P07dPI051-3, P07dPI052-1, P07dPI053-3, P07dPI054-1, P07dPI055-1, P07dPI101-1, P07dPI230-3, P07dPI314-2, P07dPI322-1, P07dPI423-2, P07dPI424-1, P07dPI425-1, P07dPI415-2, P07dPRCA^051-1, P07dPRCA^055-1, P07dPICA^025-1, P07dPICA^027-1, P07dPICA^126-1, P07dPICA^128-1, P07dPICA^227-1, P07dPICA^230-1	・計測制御系統施設	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (142/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	建家及びセル換気系	圧力計	P07dPI002-1, P07dPI051-3, P07dPI052-1, P07dPI053-3, P07dPI054-1, P07dPI055-1, P07dPI101-1, P07dPI230-3, P07dPI314-2, P07dPI322-1, P07dPI423-2, P07dPI424-1, P07dPI425-1, P07dPI415-2, P07dPRCA^051-1, P07dPRCA^055-1, P07dPICA^025-1, P07dPICA^027-1, P07dPICA^126-1, P07dPICA^128-1, P07dPICA^227-1, P07dPICA^230-1	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	建家及びセル換気系	圧力計	K07dPIC001, K07dPIC002. 1, K07dPIC003A. 1, K07dPIC003B. 1, K07dPIC003C. 1, K07dPIC004. 1, K07dPI005, K07dPIC007, K07dPI008A, K07dPIC008B. 1, K07dPI009B, K07dPI012, K07dPI017, K07dPI018, K07dPIC052A. 1, K07dPIC052B. 1, K07dPIC101, K07dPIC102. 1, K07dPI104A, K07dPIC105. 1, K07dPI150. 1, K07dPI201A, K07dPI204, K07dPIC207. 1	・計測制御系統施設	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)	建家及びセル換気系	圧力計	K07dPIC001, K07dPIC002. 1, K07dPIC003A. 1, K07dPIC003B. 1, K07dPIC003C. 1, K07dPIC004. 1, K07dPI005, K07dPIC007, K07dPI008A, K07dPIC008B. 1, K07dPI009B, K07dPI012, K07dPI017, K07dPI018, K07dPIC052A. 1, K07dPIC052B. 1, K07dPIC101, K07dPIC102. 1, K07dPI104A, K07dPIC105. 1, K07dPI150. 1, K07dPI201A, K07dPI204, K07dPIC207. 1	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
分離精製工場 (MP)	溶解施設給液槽	流量計 液位計 密度計	251FRC119, 251FRC121 251LR0^11. 1 251DR11	・計測制御系統施設	系統除染が完了するまで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
分離精製工場 (MP)	溶解施設給液槽	流量計 液位計 密度計	251FRC119, 251FRC121 251LR0^11. 1 251DR11	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉	温度計 流量計	P14TRC14-4, P14TRC14-5, P14TRC14-6 P14FI14-3, P14FI14-4	・計測制御系統施設	系統除染が完了するまで			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (143/147)								
設備名称等		点検項目 (計器校正)		要求される機能	維持すべき期間			
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)	焙焼還元炉	温度計 流量計	P14TRC14-4, P14TRC14-5, P14TRC14-6 P14FI14-3, P14FI14-4	計測制御系統施設 (計測機能)	計器が正常に作動すること。			

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由				
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (144/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (144/147)								
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
プルトニウム 転換技術開発 施設 (PCDF)	窒素水素混 合ガス供給 系	水素濃 度計	P86H ₂ RA±0°43-2	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	プルトニウム 転換技術開発 施設 (PCDF)	窒素水素 混合ガス 供給系	水素濃度 計	P86H ₂ RA±0°43-2	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に作動する こと。	系統除染が完了 するまで
		第一付属排気筒	流量計					A07FRS001S	・計測制御系統 施設			
		第二付属排気筒	流量計	G07FIRS400			第二付属排気筒	流量計		G07FIRS400		
高放射性固体 廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル	温度計	532TI11, 532TI12	・計測制御系統 施設	高放射性固体廃 棄物貯蔵庫の管 理区域解除まで	高放射性固体 廃棄物貯蔵庫 (HASWS)	セル	温度計	532TI11, 532TI12	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に作動する こと。	高放射性固体廃 棄物貯蔵庫の管 理区域解除まで
		第二高放射性 固体廃棄物貯 蔵施設 (2HASWS)	セル					温度計	533TR003, 533TR004			
廃棄物処理場 (AAF)	低放射性廃 液第1蒸発 缶	圧力計	321PIP*12	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	廃棄物処理場 (AAF)	低放射性 廃液第1 蒸発缶	圧力計	321PIP*12	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に作動する こと。	系統除染が完了 するまで
第二低放射性 廃液蒸発処理 施設 (E)	低放射性廃 液第2蒸発 缶	圧力計	322PIP*12	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設 (E)	低放射性 廃液第2 蒸発缶	圧力計	322PIP*12	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に作動する こと。	系統除染が完了 するまで
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (145/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (145/147)								
設備名称等			点検項目 (計器校正)	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等			要求される機能	性能	維持すべき期間	
焼却施設 (IF)	焼却灰受槽	温度計	342TI0*33.1	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	焼却施設 (IF)	焼却灰受槽	温度計	342TI0*33.1	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に作動 すること。	系統除染が完了 するまで
	焼却灰貯槽	温度計	342TI34.1				焼却灰貯槽	温度計	342TI34.1			
	焼却炉	温度計	342TRC31.3, 342TRCW*32.1				焼却炉	温度計	342TRC31.3, 342TRCW*32.1			
廃溶媒処 理技術開 発施設 (ST)	槽 (328V10)	温度計	328TRP*10	・計測制御系統 施設	系統除染が完了 するまで	廃溶媒処 理技術開 発施設 (ST)	槽 (328V10)	温度計	328TRP*10	計測制御系統施 設 (計測機能)	計器が正常に作動 すること。	系統除染が完了 するまで
	槽 (328V11)	温度計	328TRP*11									
	槽 (328V20)	温度計	328TRP*20									
	槽 (328V21)	温度計	328TRP*21									
	槽 (328V22)	温度計	328TRP*22									
	槽 (328V23)	温度計	328TRP*23									
	槽 (328V24)	温度計	328TRP*24									
	槽 (328V25)	温度計	328TRP*25									
	槽 (328V30)	温度計	328TRP*30									
	槽 (328V31)	温度計	328TRP*31									
	槽 (328V32)	温度計	328TRP*32									
	槽 (328V40)	温度計	328TRP*40									
	槽 (328V41)	温度計	328TRP*41									
	槽 (328V47)	温度計	328TRP*47									

変更箇所を_____で示す。

変更前 令和2年2月10日付け原規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画				変更後				変更理由			
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (146/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (146/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
分離精製工場 (MP)	燃料カスククレーン	(1) 定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作を行い、異音、作動上の不具合のないことを確認。	・搬送設備	使用済燃料の搬出が完了するまで	燃料カスククレーン	搬送設備 (搬送機能)	・定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作を行い、異音、作動上の不具合のないこと。	・巻過防止装置、ブレーキ装置、制御装置が正常に作動すること。	使用済燃料の搬出が完了するまで		
	燃料取出しプールクレーン										
	燃料貯蔵プールクレーン										
	燃料移動プールクレーン	(2) 巻過防止装置、ブレーキ装置、制御装置が正常に作動することを確認。									
	セル内クレーン	(3) ワイヤー、フック等に変形、ねじれ、亀裂のないことを確認。								天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能を確認。	
廃ガス貯槽 (246V42)	850 kPaGauge 以上の圧力で発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないことを確認。	・閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	廃ガス貯槽 (246V42)	閉じ込めの機能	・850 kPaGauge 以上の圧力で発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないこと。	・安全弁の吹き出し圧力が 980 kPaGauge 以下であること。	系統除染が完了するまで			
	安全弁の吹き出し圧力が 980 kPaGauge 以下であることを確認。										
表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (147/147)				表 6-1-1 性能維持施設の維持管理 (147/147)							
設備名称等		点検項目	要求される機能	維持すべき期間	設備名称等		要求される機能	性能	維持すべき期間		
海中放出設備		放出配管系を 0.45 MPaGauge 以上に加圧し、圧力降下がないことを確認。	・廃棄施設	全ての建家の管理区域解除まで	海中放出設備		廃棄施設 (放出口からの廃棄機能)	放出配管系を 0.45 MPaGauge 以上に加圧し、圧力降下がないこと。	全ての建家の管理区域解除まで		
分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系	安全弁 (266C3) の吹き出し圧力が 0.249 MPaGauge 以下であることを確認。	・火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	分離精製工場 (MP)	加熱蒸気供給系	安全弁	266C3	火災等による損傷の防止機能	安全弁が吹き出し圧力 0.249 MPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで
		安全弁 (271C10) の吹き出し圧力が 0.249 MPaGauge 以下であることを確認。									
高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	空気圧縮機	空気圧縮機故障時の予備機への自動切替を確認。	・計測制御系統施設	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	高放射性廃液貯蔵場 (HAW)	空気圧縮機	計測制御系統施設 (計測機能)	空気圧縮機が故障時に予備機へ自動で切り替わること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで		
ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機	空気圧縮機故障時の予備機への自動切替を確認。	・火災等による損傷の防止 ・計測制御系統施設	供給先の建家の管理区域解除まで	ユーティリティ施設 (UC)	空気圧縮機	・火災等による損傷の防止機能 ・計測制御系統施設 (計測機能)	空気圧縮機が故障時に予備機へ自動で切り替わること。	供給先の建家の管理区域解除まで		
	冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)	ポンプ故障時の予備機への自動切替を確認。	・その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで		冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)	その他 (冷却機能)	ポンプが故障時に予備機へ自動で切り替わること。	系統除染が完了するまで		
	冷却塔供給ポンプ (583P181, 583 P182, 583P183)	ポンプ故障時の予備機への自動切替を確認。				冷却塔供給ポンプ (583P181, 583 P182, 583P183)					

<p style="text-align: center;">変 更 前 令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類七 廃止措置に要する<u>資金の額</u>及びその調達計画に関する説明書 (省略)</p> <p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 (省略)</p> <p>添付書類九 <u>品質保証計画</u>に関する説明書 廃止措置期間中における再処理施設の品質保証計画については、原子炉等規制法第50条第1項に基づく再処理施設保安規定において、再処理規則第8条の4に基づいた理事長をトップマネジメントとする品質保証計画を定めて実施する。 <u>品質保証計画には、再処理規則第8条の5、同規則第8条の6、同規則第8条の7、同規則第8条の8及び同規則第8条の9に基づく品質保証の実施に係る組織、保安活動に係る計画、実施、評価及び改善について定め、再処理施設保安規定及び品質保証計画並びにそれらに基づく下部規程を効率的に運用することにより、保安活動に係る品質マネジメントシステムの改善を継続して実施し、原子力安全の達成・維持・向上を図っていくこととする。</u> <u>また、品質保証計画は「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に従うものとし、品質保証計画のもとで、廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を行う。</u></p> <p>添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すため、工程洗浄を実施する。工程洗浄は平成31年度から平成32年度に実施する計画であり、詳細な方法、時期については平成29年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。また、初回の施設定期検査を受けるべき時期については、<u>廃止措置計画認可後速やかに申請し、受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については、技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</u></p>	<p>添付書類七 廃止措置に要する<u>費用の見積り</u>及びその<u>資金の調達計画</u>に関する説明書 (変更なし)</p> <p>添付書類八 廃止措置の実施体制に関する説明書 (変更なし)</p> <p>添付書類九 <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関する説明書 廃止措置期間中における品質マネジメントシステム活動は、原子炉等規制法第50条第1項に基づく再処理施設保安規定において、再処理規則第8条の3に基づいた理事長をトップマネジメントとする<u>品質マネジメント計画</u>を定め、再処理施設保安規定及び品質マネジメント計画書並びにその関連文書により廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、<u>原子力安全の確保・維持・向上を図る。</u> <u>また、廃止措置期間中における品質マネジメント活動は、廃止措置における安全の重要性に応じた管理を実施する。</u> <u>「本文五 廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設」に示す廃止措置期間中の性能維持施設その他の設備の保守等の廃止措置に係る業務は、この品質マネジメント計画の下で実施する。</u></p> <p>添付書類十 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出す工程に関する説明書 回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出すため、工程洗浄を実施する。工程洗浄は平成31年度から平成32年度に実施する計画であり、詳細な方法、時期については平成29年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</p>	<p>○記載の適正化</p> <p>○新検査制度への移行に伴う変更 (廃止措置計画の記載事項が廃止措置に係る品質マネジメントシステムに変更となったことから添付書類名及び本文中の記載を変更)</p> <p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い施設定期検査は定期事業者検査として実施するため、関連する記載を削除)</p>

<p style="text-align: center;">変 更 前</p> <p style="text-align: center;">令和2年2月10日付け原規規発第2002103号 をもって変更の認可を受けた廃止措置計画</p>	<p style="text-align: center;">変 更 後</p>	<p style="text-align: center;">変更理由</p>
<p>添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書</p> <p>1 高放射性廃液</p> <p>1.1 ~ 1.4 (省略)</p> <p><u>1.5 施設定期検査を受けるべき時期</u> 初回の施設定期検査を受けるべき時期については、廃止措置計画認可後速やかに申請し、受検を開始する。以降の施設定期検査を受けるべき時期については、技術的な検討を行った上で平成29年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</p> <p>2 低放射性廃液</p> <p>2.1 処理の方法及び手順 (省略)</p> <p>2.2 処理に係る人員、設備の管理方法・体制、処理の工程・工程管理の方法、<u>施設定期検査を受けるべき時期</u> 処理に係る人員、設備の管理方法・体制、処理の工程・工程管理の方法、<u>施設定期検査を受けるべき時期</u>については低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備及びセメント固化設備の設置後に詳細を平成34年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</p>	<p>添付書類十一 特定廃液の固型化その他の処理の工程に関する説明書</p> <p>1 高放射性廃液</p> <p>1.1 ~ 1.4 (変更なし)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 低放射性廃液</p> <p>2.1 処理の方法及び手順 (変更なし)</p> <p>2.2 処理に係る人員、設備の管理方法・体制、処理の工程・工程管理の方法</p> <p>処理に係る人員、設備の管理方法・体制、処理の工程・工程管理の方法については低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)への硝酸根分解設備及びセメント固化設備の設置後に詳細を平成34年度末までに定め、その後、廃止措置計画の変更申請を行う。</p>	<p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い施設定期検査は定期事業者検査として実施するため1.5項を削除)</p> <p>○新検査制度への移行に伴う変更 (再処理規則の改正に伴い施設定期検査は定期事業者検査として実施するため2.2項の項目名等を変更)</p>